

米原市社会福祉協議会

地域福祉活動推進計画
【第1次】



～ つながりで

地域の暮らしを支える ～



社会福祉法人 米原市社会福祉協議会

目 次

I	計画の策定にあたって	
1	策定の趣旨	1
2	計画の期間	1
II	地域福祉活動推進方針・重点目標	2
III	めざす姿と実施項目	
1	地域をつなぐ活動	
- 1)	ニーズ・社会資源の把握	4
- 2)	情報提供・提言	5
- 3)	ネットワークの構築	6
- 4)	相談支援窓口	7
- 5)	広報・情報発信	8
- 6)	福祉活動団体支援	9
- 7)	当事者団体活動支援	10
- 8)	福祉サービス事業者支援	11
- 9)	地域福祉活動拠点の活用	12
- 10)	善意銀行の運用	13
- 11)	赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金	14
2	地域の福祉力を高める活動	
- 1)	小地域福祉活動の推進	15
- (1)	小地域ネットワークづくり	16
- (2)	見守り・支え合い活動	17
- (3)	つどい・交流・活動の場づくり	18
- (4)	人材育成	19
- 2)	ボランティア活動の推進（ボランティアセンター）	20
- (1)	ボランティアネットワークづくり	21
- (2)	ボランティア活動者の育成・支援	22
- (3)	活動調整（コーディネート）・情報提供	23
- 3)	福祉学習・啓発	24
- 4)	福祉介護人材育成	25
- 5)	プライバシーの尊重・個人情報の保護と適正な運用	26

3 暮らしを支える活動

－ 1) 権利擁護	27
－ (1) 自己決定の支援	28
－ (2) 地域福祉権利擁護事業	29
－ (3) 法人後見事業	30
－ (4) 成年後見支援	31
－ 2) 介護保険事業	32
－ (1) 通所介護事業	33
－ ①認知症対応型デイサービス	34
－ ②多機能拠点型デイサービス	35
－ ③重度・特浴対応型デイサービス	36
－ ④高齢障がい者対応型デイサービス	37
－ ⑤機能訓練重視型デイサービス	38
－ ⑥遠隔地対応型デイサービス	39
－ (2) 訪問介護事業	40
－ (3) 訪問入浴事業	41
－ (4) 小規模多機能型居宅介護事業	42
－ (5) 居宅介護支援事業	43
－ 3) 障がい者福祉サービス	44
－ (1) 相談支援事業	45
－ (2) 居宅介護事業（障がい者ホームヘルプサービス）	46
－ (3) 障がい者訪問入浴事業	47
－ (4) 就労継続支援B型事業	48
－ (5) 地域生活支援事業	49
－ 4) 子育て支援	50
－ 5) 放課後児童クラブ	51
－ 6) 生活福祉資金貸付制度・一時援護資金貸付事業	52
－ 7) 介護予防事業	53
－ 8) その他の生活支援	54

4 災害に強いまちづくり活動

－ 1) 災害支援体制の構築	55
－ 2) 小地域における災害対策支援	56
－ 3) 災害ボランティアセンターの設置運営	57

5 推進体制の充実・強化

－ 1) 会費・会員制度の見直し	58
－ 2) 評議員会・理事会の機能強化	59
－ 3) 情報公開・監査機能の充実	60
－ 4) 事務局体制の強化	61

－ 5) 財政の健全化	6 2
－ 6) 各種積立金の適正化	6 3
－ 7) 人材育成・活用システムの確立	6 4
－ (1) 研修制度の充実	6 5
－ (2) 評価制度の確立	6 6
－ (3) 処遇制度の確立	6 7
6 事業評価・進捗管理	6 8
IV 一覧表	6 9
V 参考資料	
1 社会福祉協議会を取り巻く環境とあり方に関する考察	7 4
2 米原市地域福祉活動計画策定作業などから見てきた地域のニーズ	8 5
3 用語解説	9 1
4 策定経過	9 5

Ⅰ 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

平成12年、「社会福祉基礎構造改革」により、社会福祉の仕組みが抜本的に改革され、以降、社会福祉に関する研究報告や提言の中で今後の地域福祉や地域社会のあるべき姿が示されてきました。

米原市は、関係団体補助金の見直しや組織再編、指定管理者制度や公共施設のあり方検討など「行財政改革」をすすめています。一方、米原市地域福祉活動計画を市民とともに策定する中で、米原市における地域福祉推進の基本理念や社会福祉協議会の役割などを示しました。

また、米原市社会福祉協議会は、地域福祉推進のため、小地域福祉活動やボランティア活動の支援をはじめ、福祉学習や各種事業を実施するとともに、措置制度のもとで行政からの委託事業として在宅福祉サービスを担ってきた経過から介護保険事業等に参入しサービスを提供してきました。しかし、介護保険事業や市からの受託事業の割合が高く、本来の取り組みを強化する必要があるのではないかという指摘があります。

これら地域福祉の推進に対する社会福祉協議会への要請に応え、米原市の地域福祉を持続的に発展させるため、社会福祉協議会の使命を確認し、取り組むべき事業の方向性の整理と経営改革が求められることから、ここに米原市社会福祉協議会地域福祉活動推進計画を策定します。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

II 地域福祉活動推進方針

『つながりで 地域の暮らしを支える』

～地域福祉の推進における社会福祉協議会の役割を明確にし

市民の地域福祉全体に責任を持つ～

米原市においては、これまで市民のつながりをもとにした助け合いや見守り、伝統行事の継承などを通じて地域における暮らしが支えられてきましたが、今後、少子高齢社会の急速な進展や単独世帯の増大により、家族機能の低下や地域の担い手の減少、つながりの希薄化がすすむことなどが予想されます。

そのような中で、高齢であっても障がいがあっても安心して暮らせ、次世代を育む地域をつくるには、市民・福祉活動団体・企業・行政等が協働で地域の暮らしを総合的に支える「地域包括ケアシステム」を構築することが求められています。

この仕組みを構築するには、地域のニーズをつかみ、関係機関をつなぐ機関が必要かつ重要であり、今日までの取り組みや経験、地域や関係機関との幅広いネットワークをもとに、この役割を担うことが社会福祉協議会の使命です。

さらに、社会福祉協議会のソーシャルワーク機能を発揮し、既存の制度やサービスにとどまらず、新たな事業の立ち上げなど、先駆的取り組みへの「たゆみない挑戦」を続けます。

小地域福祉活動やボランティア活動が福祉サービスや関係機関等と協働で支援を必要とする人を支えていけるよう、地域での見守り・支え合い活動や生活支援ボランティア活動を推進するなど、地域の福祉力を高めるとともに、支援を必要とする人が尊厳をもって地域で暮らせるよう権利擁護の取り組みをすすめます。

また、介護保険事業や障がい者福祉サービス等においては、制度が始まって以降、事業の主な担い手としてサービス提供に努めてきましたが、10年が経過し民間参入が進んだ今日において、市民のニーズに基づいた質の高いサービスをいずれの地域に住んでも受けられるよう、市全体の状況を見据えながら取り組みます。そして、社会福祉協議会自らの実践検証を通して、多様化する市民の福祉ニーズに対応する仕組づくりやサービスの創出、担い手との協働実践をすすめます。

これらの取り組みをすすめるため、市民や福祉活動団体、企業等が構成団体として参画する法人組織へ再構築するとともに、高い専門性と高潔な倫理を併せ持つ人材を確保し育成するための条件整備を行います。

米原市社会福祉協議会は、「絆」で築く米原市の地域福祉推進の中心的役割を果たし、『つながりで 地域の暮らしを支えきる』ため、事業に取り組むとともに、経営の改革を行います。

重点目標

1. 地域生活を包括的に支援するためのネットワークの構築

- 要支援者を取り巻くネットワークづくり
- 地域福祉活動者のネットワークづくり

2. 提言・発信力の強化

- 地域ニーズや制度の動向を踏まえた福祉のあり方に対する積極的な提言や発信

3. 先駆性のある質の高い福祉・介護サービスの実施

- 福祉サービスの地域福祉という視点での展開

4. 高い専門性と高潔な倫理を保持した人材育成

- 人材育成

5. 自立した経営

- 財源の健全化
- 推進体制の確立

Ⅲ めざす姿と実施項目

1 地域をつなぐ活動

項目	1-1) ニーズ・社会資源の把握
めざす姿	小地域福祉活動やボランティア活動を支援する中で暮らしの困りごとをつかんだり、本人・関係者等から寄せられる相談内容からも把握できている。また、福祉サービス等を通じて、地域の課題を把握しているほか、行政等が行う調査等から情報収集するとともに、必要に応じ調査活動を行うことで課題を統計的にとらえている。 一方、自治会単位から市全域などエリアごとの社会資源（自治会活動・ボランティア活動・福祉サービス・企業）等の状況を把握し整理できている。 把握された暮らしの困りごとや地域の現状が分析・整理され、関係機関や活動者と情報共有できている。
取り組み課題	○個別の相談内容から支援ニーズを読み取り集約する。 ○生活課題などの支援ニーズを定期的・統計的に把握する。 ○社会資源を把握する。
具体的実施項目	
①福祉懇談会・各種連絡会・サービス提供等を通じてのニーズ把握活動の実施 ②支援ニーズを行政・事業者・地域と共有する場の設定 ③調査活動の実施 ④他の調査からの情報収集 ⑤地域のアセスメントの実施・台帳整備	
年 次 計 画	
H24 年度	① ② ③ ④ ⑤
H25 年度	↓ ↓ ↓ ↓ ↓
H26 年度	↓ ↓ ↓ ↓ ↓
H27 年度	↓ ↓ ↓ ↓ ↓
H28 年度	↓ ↓ ↓ ↓ ↓

項目	1－2) 情報提供・提言	
めざす姿	把握されたニーズをもとに、新たに必要とされている制度やサービスについての提言を行うとともに、課題解決に向けた活動の提言を市民やボランティア・福祉関係団体に対して行っている。	
取り組み 課題	○課題を提言する仕組みをつくる。	
具体的実施項目		
①福祉懇談会・協議会での情報提供・提言		
②地域包括支援センターとの連携による協議体の設立準備		
③地域包括支援センターとの連携による協議体の運営		
年 次 計 画		
H24 年度	②	
H25 年度	①	③
H26 年度	↓	↓
H27 年度		
H28 年度		

項目	1－3) ネットワークの構築
めざす姿	行政・関係機関・福祉サービス事業者・福祉NPO・市民・ボランティアなど、公的なサービスのほか小地域福祉活動やボランティア活動のネットワークが構築され、地域の困りごとに対しての取り組みを協議し、事業が企画され、地域包括ケアに必要なそれぞれが担う役割が整理され確認できている。 小地域福祉活動やボランティア活動、権利擁護事業、介護保険事業などとの連携協働による活動を通して、地域包括支援センターが実施すべき介護予防マネジメント、総合相談支援、権利擁護事業、包括的継続的ケアマネジメントの支援が効果的に展開されている。
取り組み課題	○専門機関と地域をつなぐネットワークを構築する。 ○マネジメント機能を高める。 ○職種間のネットワーク活動をすすめる。
具体的実施項目	
①地域福祉推進のための福祉事業者協議会（仮称）の運営 ②地域包括支援センター受託に向けた行政協議（平成25年度受託に向けて） ③地域包括支援センター受託に向けた準備（人材育成・職種間ネットワーク会議の設置等）	
年 次 計 画	
H24 年度	① ② ③
H25 年度	
H26 年度	
H27 年度	
H28 年度	

項目	1－4） 相談支援窓口				
めざす姿	各拠点で相談窓口対応を行い、スタッフが支援を必要とする人からの暮らしの困りごとに対応している。 また、地域やボランティア、サービス提供者などの福祉活動者の相談支援を行うことで、関係者の連携が図られるなど活動や事業が活性化している。				
取り組み課題	○身近な地域に専門のスタッフを配置する。 ○ケースの台帳を作成し、共有する仕組みをつくる。 ○相談窓口を明確化する。 ○相談機能を充実する。				
具体的実施項目					
①身近な地域にコミュニティソーシャルワーカーを配置					
目標値					
平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
4 名	4 名	4 名	4 名	4 名	
②ネットワーク支援台帳の整備					
③相談窓口対応マニュアルの共有					
④土・日の開設					
⑤総合相談事業について行政との協議					
年 次 計 画					
H24 年度	①	②	③	④	⑤
H25 年度	↓	↓	↓	↓	
H26 年度					
H27 年度					
H28 年度	↓	↓	↓	↓	

項目	1－5) 広報・情報発信	
めざす姿	小地域福祉活動や市内の福祉事業者の取り組みなど、米原市における福祉活動全般の情報発信を様々なメディアを通じて市民に届けることで、市民の福祉学習や福祉活動参加のきっかけになっている。	
取り組み課題	○市民や関係機関・団体が参画して広報・情報発信に取り組む。 ○様々な媒体により情報を発信する。 ○イベント等で情報発信する。 ○音声・外国語・子どもなどにも対応した情報発信を行う。	
具体的実施項目		
①広報委員会（仮称）の設立		
②地域ボランティアや福祉事業者による広報委員会の編成と広報発行・情報発信		
③社会福祉大会等のイベントによる情報発信		
年 次 計 画		
H24 年度	①	③
H25 年度	②	
H26 年度		
H27 年度		
H28 年度	↓	↓

項目	1－6) 福祉活動団体支援			
めざす姿	地域福祉推進における各団体の役割をともに考えながら、それぞれの団体が主体的に活動をすすめている。また、情報交換や連絡連携できる場を設定することで、様々な活動の場面で協働して地域福祉活動に取り組んでいる。			
取り組み課題	○地域福祉活動計画の浸透と、具体的な活動を提案する。 ○それぞれの団体の役割を踏まえ、事務局業務と支援業務を整理し、事務局業務を団体自らが行えるよう支援する。			
具体的実施項目				
①福祉活動団体支援のあり方検討 ②地域福祉活動計画実施計画の策定支援 ③福祉団体活動推進研修会等の共催 ④連絡会議等の開催				
年 次 計 画				
H24 年度	①	②	③	④
H25 年度	↓			
H26 年度				
H27 年度				
H28 年度		↓	↓	↓

項目	1－7) 当事者団体活動支援
めざす姿	当事者団体と地域や行政等をつなぐ支援をすることで、当事者が要望・講習会・地域活動参加などの社会活動が展開され、新たな支え合い活動や福祉サービスが開発されるとともに、当事者への理解が深まっている。
取り組み課題	○活動方法の提案や相談・協議する場を設定する。 ○事務業務と支援業務を整理し、事務局業務を団体自らが行えるよう支援する。 ○あらゆる地域福祉活動への参画（福祉学習会の共催等）を積極的に呼びかける。 ○新たな当事者グループの設立支援や活動を支援する。
具体的実施項目	
①連絡会議等の開催	
②地域福祉活動計画実施計画の策定支援	
③団体事務の相談支援	
④当事者グループ設立の呼びかけ	
年 次 計 画	
H24 年度	① ② ③ ④
H25 年度	↓ ↓ ↓ ↓
H26 年度	↓ ↓ ↓ ↓
H27 年度	↓ ↓ ↓ ↓
H28 年度	↓ ↓ ↓ ↓

項目	1－8) 福祉サービス事業者支援					
めざす姿	人材育成や研修、情報提供等を支援することで、福祉・介護サービス事業者の質が高まり、支援を必要とする人やその家族、地域の安心が広がっている。 また、地域活動と事業者をつなげるコーディネートを行うことで、市内の事業者のサービスが地域と密着している。					
取り組み課題	○日頃のサービスの取り組みを広く市民に伝える場をつくる。 ○1事業所では実施しづらい研修会等を実施する。 ○研究大会などの開催による研鑽の場を設定する。 ○事業者と地域のつながりをつくる。					
具体的実施項目						
①地域福祉推進のための福祉事業者協議会（仮称）の運営 ②他の法人の協力を得てホームヘルパー2級課程等の開催 ③合同研修会等の開催 ④実践報告会の開催（社会福祉大会等） ⑤広報等による情報提供・PR ⑥事業者の地域福祉懇談会への参加呼びかけ						
年次計画						
H24年度	①	②	③	④	⑤	⑥
H25年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓
H26年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓
H27年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓
H28年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓

項目	1－9) 地域福祉活動拠点の活用			
めざす姿	地域福祉活動をすすめるため、社会福祉協議会をはじめとした福祉活動団体等との協働型の拠点としての機能と相談窓口としての機能を果たし、その拠点が、身近で利用しやすいよう市民の日常生活圏域に応じて配置されるよう取り組んでいる。 また、公共の福祉施設で提供される福祉サービスについては、利用者の自己決定・選択が尊重され、また、公共施設を活用して収益性のある事業が実施されていることから、地域還元がどのようにされるべきか明確に整理されるよう取り組んでいる。			
取り組み課題	○社会福祉に関する施設の目的に沿った利活用がなされるよう行政と検討する。 ○社会福祉協議会が所有する施設についても、従来のサービス拠点だけでない活用について検討する。 ○相談窓口やボランティア活動や地域福祉活動の拠点は土・日も開館する。			
具体的実施項目				
①地域福祉活動拠点のあり方についての提案書の作成 ②利用者、周辺地域やボランティア等によるセンター運営協議会（仮称）の実施 ③既存のサービスの見直しと拠点の活用についての検討 ④地域福祉活動センター・ボランティアセンター等の土・日開設				
年 次 計 画				
H24 年度	①	②	③	④
H25 年度		↓	↓	↓
H26 年度		↓		
H27 年度		↓		
H28 年度		↓		↓

項目	1－10) 善意銀行の運用
めざす姿	寄付文化が醸成され、市民や企業等からの寄付が寄せられ、社会福祉協議会をはじめ、市内で地域福祉推進に取り組む自治会や関係団体の活動資金として有効に活用されている。
取り組み課題	○啓発活動や情報提供に積極的に取り組む。 ○地域福祉推進の財源として活用方法を検討する。
具体的実施項目	
①善意銀行の活用検討委員会の設置・検討	
年 次 計 画	
H24 年度	①
H25 年度	↓
H26 年度	
H27 年度	
H28 年度	

項目	1－11) 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金	
めざす姿	募金することや募金活動に参加することが地域福祉活動への参画であるとの理解がすすみ、地域福祉活動に必要とされる募金が集まっている。その募金が有効に配分されることで地域福祉の推進が図られている。 また、これら募金活動をすすめる共同募金委員会の取り組みと、社会福祉協議会の取り組みが明確に区分される仕組みができています。	
取り組み課題	○共同募金の配分に一層の透明性を確保する。 ○様々な地域福祉活動団体等へ幅広く配分する。 ○配分を受けた団体等との協働により募金活動を実施する。 ○先駆的な取り組みへの配分など柔軟に対応する。	
具体的実施項目		
①共同募金の有効活用についての検討・見直し ②共同募金委員会の運営・審査委員会の運営		
年 次 計 画		
H24 年度	①	②
H25 年度		
H26 年度		
H27 年度		
H28 年度		

2 地域の福祉力を高める活動

項目	2-1) 小地域福祉活動の推進
めざす姿	複雑多様化する支援ニーズに対して、自治会単位のみならず、生活圏域で支援の担い手が組織化されるなど重層的な支援の仕組みがある。 地域住民による見守り支え合いの活動として、支援を必要とする人への生活支援活動を実施している。また、ふれあいいきいきサロンをはじめ、つどう場が全市的に展開され、参加しない人・できない人への支援も行っている。さらに、地域に暮らす支援を必要とする人の個別ニーズに対応することを積み上げる中で、生活支援サービスや介護サービスなどを市民主体で実施している。 さらに、安全見守り活動や交流事業のほか、地域の行事や活動を通じて地域で子どもを育てる風土が醸成されている。 また、近所の日ごろの付き合いを生かした活動と、テーマごとに活動するボランティアグループが協働・融合している。
取り組み課題	○自治会と福祉委員会・福祉会や福祉委員・福祉協力員・福祉推進員・地域ボランティア等の役割を整理し提案する。 ○地域に出向き、今後の地域社会の動きや課題を伝えつつ、市民が主体的にふれあい・支え合い活動をすすめる機運を高めたり、組織化を支援する。 ○地域の活動者から支援を必要とする人の支援ニーズを把握し、地域やサービス事業者などと協働で支え合う地域包括ケアシステムへつなぐ。
実施項目	
(1) 地域ネットワークづくり (2) 見守り・支え合い活動 (3) つどい・交流・活動の場づくり (4) 人材育成	

項目	2－1）－（1） 小地域ネットワークづくり					
めざす姿	市内すべての自治会で、区役員や民生委員児童委員、福祉委員・福祉協力員・福祉推進員やボランティア等が参画した福祉委員会・福祉会や福祉活動をすすめる部会が設置され、生活の中での困りごとを発見・共有し、地域全体の理解と協力を得て活動している。 あわせて、自治会単位では解決・対応が困難な課題について、取り組みの情報や課題の共有、相互支援が行える広域の連携体制が築かれ、福祉NPOや企業、専門機関の関わりが得られている。					
取り組み課題	○小地域福祉活動の必要性や重要性について理解を促進する。 ○基礎組織である自治会単位で組織化する。 ○新たに広域で協議・協働できる仕組みをつくる。 ○生活支援ニーズに基づく供給力の分析を行い、連携エリアを検討する。					
具体的実施項目						
①推進組織の機能強化のための地域福祉懇談会や研修会の開催						
目標値（地域福祉懇談会開催自治会数）						
平成 23 年度見込	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
40 地区	全地区	—			→	
目標値（組織化率）						
平成 23 年度見込	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
34 %	37 %	40 %	43 %	46 %	50 %	
②広域の地域福祉推進協議会（仮称）の立ち上げ準備						
③広域の地域福祉推進協議会（仮称）の立ち上げ						
④地域支え合いネットワーク事業の推進（モデル地区の指定）						
目標値						
平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度			
2 地区	4 地区	4 地区	2 地区			
⑤小地域福祉活動の手引きの作成						
年 次 計 画						
H24 年度	①	②	④	⑤		
H25 年度	↓	↓	↓			
H26 年度						
H27 年度			③	↓		
H28 年度	↓	↓				

項目	2－1）－（2） 見守り・支え合い活動					
めざす姿	定期的な訪問や声掛け、困りごとの手伝いなど、地域住民の協力による見守り・支え合い活動が展開されていることにより、地域の安全が守られ、暮らしづらさを感じている人が、住み慣れた地域で豊かな人間関係のもと、いつまでも自分らしく暮らし続けている。 また、多様化する地域ニーズや生活課題に柔軟に対応するため、自治会単位だけでなく広域においても、自発的・主体的な新たな支え合いの活動が、有償・無償を問わず展開されている。					
取り組み課題	○自治会の他、商店・事業所、他機関など、多様な関わりによる安否確認等見守りの個別ネットワークづくりを働きかける。 ○生活支援活動に対する企画・支援を行う。					
具体的実施項目						
①地域福祉懇談会の開催						
目標値（地域福祉懇談会開催自治会数）						
平成 23 年度見込	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
40 地区	全地区				→	
②地域福祉活動啓発講座の開催						
③地域支え合いネットワーク事業の推進						
目標値（モデル地区の指定）						
平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度			
2 地区	4 地区	4 地区	2 地区			
目標値（福祉マップ作成支援累計地区数）						
平成 23 年度見込	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
17 地区	21 地区	25 地区	29 地区	33 地区	37 地区	
④個別支援ネットワーク会議の開催						
目標値						
平成 23 年度見込	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
2 件	6 件	10 件	15 件	20 件	25 件	
⑤生活支援活動の先進地研修の実施、情報提供、実施体制・方法の提案						
⑥地域の関係者や事業者との連携による防火査察の実施						
年 次 計 画						
H24 年度	①	②	③	④	⑤	⑥
H25 年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓
H26 年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓
H27 年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓
H28 年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓

項目	2－1）－（3） つどい・交流・活動の場づくり					
めざす姿	高齢者や障がいのある人、子どもなど様々な立場の市民がつどい、交流し、活動するための場がつくられている。 参加者それぞれが活動に主体的に参加することで、地域の一員として暮らしていることを実感できるとともに、それぞれの立場への理解が深まっている。 当事者団体や事業者が担い手として参画することで、つどい・交流・活動の場が充実している。					
取り組み課題	○つどい・交流・活動の場を形成するための企画・提案・支援を行う。 ○地域活動への参加や他者との関わりを好まない、またそれがしにくい人たちについて、課題認識を図るとともに、課題解決方法を提案・支援する。 ○行事や伝統文化を通じて、子どもが地域に愛着を持ち、地域の一員として育つよう働きかける。					
具体的実施項目						
①地域福祉懇談会においてのつどい・交流・活動の場の提案						
②サロン活動の支援（立ち上げ支援、活動支援）						
目標値						
平成 23 年度見込	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
8 4 か所	8 5 か所	8 6 か所	8 7 か所	8 8 か所	9 0 か所	
③地域支え合いネットワーク事業の推進						
目標値						
平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度			
2 地区	4 地区	4 地区	2 地区			
④個別支援ネットワーク会議の開催						
目標値						
平成 23 年度見込	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
2 件	6 件	1 0 件	1 5 件	2 0 件	2 5 件	
年 次 計 画						
H24 年度	①	②	③	④		
H25 年度	↓	↓	↓	↓		
H26 年度						
H27 年度			↓			
H28 年度	↓	↓		↓		

項目	2－1）－（４） 人材育成			
めざす姿	研修会や講座等を通して小地域福祉活動に対する理解や具体的な取り組み方法等を学ぶことで、地域のリーダーや活動の担い手の調整力や実践力が高まっている。			
取り組み課題	○小地域福祉活動の必要性や重要性について理解が深まるよう働きかける。 ○小地域福祉活動におけるリーダー（福祉協力員・福祉委員・福祉推進員等）の役割を明確に示す。 ○活動の担い手を育成するための研修会などを開催する。 ○活動の担い手の発掘と確保のための支援を行う。			
具体的実施項目				
①地域福祉懇談会での働きかけ ②小地域福祉活動の手引きの作成 ③地域リーダー研修会の開催 ④担い手研修会の開催				
年 次 計 画				
H24 年度	①	②	③	④
H25 年度	↓		↓	↓
H26 年度				
H27 年度				
H28 年度	↓		↓	↓

項目	2-2) ボランティア活動の推進（ボランティアセンター）
めざす姿	支援を必要とする人や地域・サービス事業所などからの声や地域分析から、ボランティアによる支援ニーズが把握され、支援ニーズを解決するためのプログラムの立案とボランティア養成が行われている。 支援を必要とする人や家族、地域やサービス提供機関からのボランティアの依頼を受け、活動の調整を行うことで、サービス等では支援できない分野に対してボランティアが生活支援を行い、支援を必要とする人が地域で暮らし続けている。 ボランティア活動者も自分の力を十分発揮でき、生きがいにつながっている。 また、若年層や企業などからの参加もあり、幅広い支援ニーズに対応している。
取り組み課題	○生活支援に向けたニーズ把握をボランティア養成する。 ○コーディネート機能をさらに高める。 ○企業や学校へ積極的に働きかける。 ○地域の課題や求められているボランティア活動を市民が共有できる場をつくる。
実 施 項 目	
(1) ネットワークづくり (2) ボランティア活動者の育成・支援 (3) 活動調整・情報提供	

項目	2－2）－（１） ボランティアネットワークづくり	
めざす姿	求められている支援ニーズについて、ボランティア活動者をはじめ、市民や各種関係機関が共有・検討する場があり、地域の課題に柔軟に対応している。	
取り組み課題	○ボランティア活動の情報の共有化や、支援ニーズへの対応方法について検討・共有できる場を設定する。 ○支援ニーズの把握やボランティア活動の情報提供などを行うため、関係機関の会議や地域の懇談会等に積極的に出向き、ネットワークをつくる。	
具体的実施項目		
①ボランティアセンター運営協議会（仮称）の設置・運営 ②各関係会議等への積極的参加		
年 次 計 画		
H24 年度	①	②
H25 年度	↓	↓
H26 年度		
H27 年度		
H28 年度	↓	↓

項目	2-2) - (2) ボランティア活動者の育成・支援				
めざす姿	生活支援や子育て支援、要支援高齢者等への訪問活動など、暮らしの中の困りごとに対応するボランティアが養成される講座が開かれている。日常生活上の幅広い支援ニーズに対応できる活動メニューと活動者が確保され、公的なサービスでは対応しきれないニーズに対して支援が行われている。 また、ボランティアの養成からフォローアップまで、ボランティア活動に対する継続的な支援体制が整っている。 ボランティアセンターが、市民がボランティアコーディネーターとなり、協働運営されている。				
取り組み課題	○買い物支援や話し相手、子どもの預かりなどに対応する支援ボランティアを養成する。 ○「ちょっとしたボランティアならできるだろう」との思いをもっている市民の発掘や啓発、企業へ向けたボランティア活動への働きかけを強化する。 ○ボランティア活動を市民もコーディネートできるよう、人材の育成と支援体制を整える。				
具体的実施項目					
目標値（ボランティア登録者数）					
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1, 302 人	1, 450 人	1, 600 人	1, 750 人	1, 900 人	2, 000 人
①生活支援ボランティア養成講座の開催（音の広報・除雪支援ボランティア養成等）					
②企業向けのボランティア・社会貢献活動への取り組みについての資料の作成と啓発					
目標値					
平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
3 か所	3 か所	5 か所	5 か所	5 か所	
③市民ボランティアコーディネーターの育成					
目標値（養成人数）					
平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
3 名	3 名	3 名	3 名	3 名	
④ボランティアセンターの協働運営					
年 次 計 画					
H24 年度	①	②	③		
H25 年度	↓	↓	↓		
H26 年度					
H27 年度				④	
H28 年度	↓	↓	↓	↓	

項目	2－（２）－（３） 活動調整（コーディネート）・情報提供	
めざす姿	ボランティア活動による支援を必要としている人と、ボランティア活動をした いと思う人との双方のニーズを適切につないでいる。 ボランティア情報がわかりやすく提供され、暮らしの中で困りごとを抱えてい る人が、必要な支援情報を入手している。	
取り組み 課題	○ボランティアによる支援を必要とする人、支援をしたいと考える人それぞれに 対して分かりやすいボランティア情報の内容の整理と充実を図る。 ○誰もが必要な情報を手にできるような情報の提供手段を開発する。	
具体的実施項目		
①ホームページ・ファックス・電子メール等の活用 ②支援メニューガイドの作成		
年 次 計 画		
H24 年度	①	②
H25 年度	↓	↓
H26 年度		
H27 年度		
H28 年度	↓	↓

項目	2－3） 福祉学習・啓発					
めざす姿	福祉学習や研修会、実際の活動を通じて、誰もが地域の中であたり前に暮らせるまちこそがまちづくりの根幹であるとの理解がすすみ、小地域福祉活動やボランティア活動などの地域の支え合い活動が活性化している。また、地域の支援を受け、福祉サービス等を適切に利用するなど、受援力（助けられ上手）も高まり、支援を必要とする人が地域で安心して暮らしている。					
取り組み課題	○一人ひとりの人権が尊重され、お互いが認め合える地域であることを啓発する。 ○支え合い活動の必要性を伝える。 ○受援力（助けられ上手）を高める。 ○社会の流れや福祉制度の周知などを広く市民に伝える。 ○社会問題化している課題についても、常に関係機関や地域に投げかけ、共に考え活動する場をつくる。 ○あらゆる世代や事業所などに応じた学習会を開催する。 ○当事者が地域活動に参加できる場をつくる。					
具体的実施項目						
①地域福祉懇談会の開催						
②福祉啓発劇団等による企業での人権研修や福祉学習会の開催						
目標値						
平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度		
3 か所	3 か所	5 か所	5 か所	5 か所		
③福祉教育連絡会議の開催や学校での福祉学習会の開催						
目標値（学校での学習会の開催数）						
平成 23 年度見込	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
1 8 回	2 0 回	2 5 回	3 0 回	3 5 回	3 8 回	
④社会福祉協議会の地域福祉活動拠点での体験学習受け入れ						
⑤市内事業者での体験学習等の調整						
⑥認知症サポーター養成講座の開催						
目標値（累計養成人数）						
平成 23 年度見込	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
1, 9 9 9 人	2, 5 3 9 人	3, 1 3 9 人	3, 7 3 9 人	4, 3 3 9 人	4, 9 3 9 人	
年 次 計 画						
H24 年度	①	②	③	④	⑤	⑥
H25 年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓
H26 年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓
H27 年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓
H28 年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓

項目	2－4）福祉介護人材育成				
めざす姿	地域の支え合いや生活支援サービスの担い手が育成され、地域の介護力が高まっている。また、家族が抱え込まない介護への理解が深まり、適切なサービス利用や地域の支援を受け入れ、要介護者を排除しない地域になっている。 あわせて、介護サービス事業所の人材を確保し、質の高い介護人材が市内の事業所に安定的に確保されている。				
取り組み課題	○福祉・介護人材を育成・養成する。 ○地域の福祉力を高める役割として、社会福祉協議会をはじめ社会福祉法人や介護事業所等との共同で取り組む仕組みをつくる。				
具体的実施項目					
①キャラバンメイトの養成					
目標値（累計養成人数）					
平成 23 年度見込	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
68人	73人	80人	85人	90人	95人
②認知症サポーター養成講座の開催					
目標値（累計養成人数）					
平成 23 年度見込	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1,999人	2,539人	3,139人	3,739人	4,339人	4,939人
③地域福祉推進のための福祉事業者協議会（仮称）の運営					
④ホームヘルパー2級課程等を他の法人の協力を得て開催					
⑤養成された人材を市内事業所の介護人材へつなぐ面接会の開催					
⑥福祉現場での実習受け入れ					
年次計画					
H24 年度	①	②	③	④	⑥
H25 年度					⑤
H26 年度					
H27 年度					
H28 年度					

項目	2-5) プライバシーの尊重・個人情報の保護と適正な運用
めざす姿	手引き書や研修会により、プライバシー情報と個人情報の取り扱いについて市民が共通認識することで、プライバシーを尊重し、個人情報を適切に取り扱いながら活動に取り組むことができ、支援を必要とする人の人権が守られている。
取り組み課題	○米原市個人情報保護条例に基づき個人情報の取り扱いについて整理する。
具体的実施項目	
①個人情報取り扱いの手引きの作成 ②研修会等による啓発活動の実施	
年 次 計 画	
H24 年度	①
H25 年度	②
H26 年度	↓
H27 年度	
H28 年度	

3 暮らしを支える活動

項目	3-1) 権利擁護
めざす姿	支援が必要となった時、本人の意思に基づいて支援が受けられるよう、自らが今後の暮らし方を描き、伝える仕組みが利用されている。 また、判断能力が低下したり十分でない人が、福祉サービスの利用援助や書類の預かり、金銭管理などの支援のほか、これまでの暮らし方などから本人が望む暮らしを支える制度を利用することで、本人の意思が尊重され、安心・安定した生活を送っている。 これらを支える仕組みについて、地域の中からも支援者が育成され、共に支える土壌ができています。
取り組み 課題	○自己決定を最大限に尊重できるよう支援する。 ○権利擁護に関する制度利用を促進する。 ○日常の契約行為や金銭管理の支援者を拡充する。
実 施 項 目	
(1) 自己決定の支援 (2) 地域福祉権利擁護事業 (3) 法人後見事業 (4) 成年後見支援	

項目	3－1）－（1） 自己決定の支援				
めざす姿	本人の今までの生活歴やどのような支援を受けて暮らしたいかなど、本人の意思を伝える仕組みや制度の活用が進み、支援が必要となった時にその意思が尊重された暮らしが続けられている。 また、現時点で自分がしなければならないことが自覚でき、これからの人生設計を見つめ直す機会となり、地域活動への積極的な参加や健康増進に前向きに取り組むなどの効果があらわれている。				
取り組み課題	○今後の暮らし方について意思表示できる仕組みをつくる。 ○シニア世代（50歳代～）へ働きかる。 ○関係団体との連携により実施する。				
具体的実施項目					
①任意後見制度の普及					
②意思表示するための「暮らし方ノート（仮称）」の作成と管理・運用方法の確立					
③老人クラブや地域福祉懇談会を通じての普及					
目標値（説明会開催回数）					
平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
――	10 か所	15 か所	20 か所	20 か所	
年 次 計 画					
H24 年度	①	②			
H25 年度			③		
H26 年度					
H27 年度					
H28 年度					

項目	3－1）－（2） 地域福祉権利擁護事業				
めざす姿	地域福祉権利擁護事業の利用がすすみ、各種福祉サービス利用や日常的な金銭管理等を支援することで認知症や障がいのある人たちが安心して生活している。 市民の中から生活支援員が養成され、生活支援員が地域の支援ネットワークの中で生活支援を担っている。				
取り組み課題	○事業の認知度を高め利用を促進する。 ○関係機関との連携を強化する。 ○生活支援員を養成する。				
具体的実施項目					
①関係機関等との学習会・連絡会議の開催					
②市民からの生活支援員の養成					
目標値					
平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
2 名	2 名	2 名	2 名	2 名	
③養成された生活支援員による事業展開					
年 次 計 画					
H24 年度	①	②			
H25 年度	↓	↓			
H26 年度			③		
H27 年度			↓		
H28 年度	↓	↓	↓		

項目	3－1）－（3） 法人後見事業		
めざす姿	法人の内部けん制機能を発揮しながら、法人後見の特性をいかした長期的な支援や、経済的な問題や家族による虐待などで後見人が選任されにくい認知症高齢者や障がいのある人たちの財産保全、契約行為などに対応するとともに、地域のネットワークを活用した支援により、安心して本人が望む暮らしを送っている。		
取り組み課題	○関係機関との連携を図る。 ○被後見人が本会のサービスを利用した場合、利害関係が生じるため、法人内の監査機能を強化する。		
具体的実施項目			
①法人後見の実施（後見人・後見監督人） ②関係機関等との学習会・連絡会議の開催 ③監査機能の強化			
年 次 計 画			
H24 年度	①	②	③
H25 年度	↓	↓	↓
H26 年度			
H27 年度			
H28 年度	↓	↓	↓

項目	3－1）－（４） 成年後見支援			
めざす姿	成年後見制度について理解を深める講座などの啓発や申請に関する支援を行うことで成年後見制度の利用がすすんでいる。 また、後見人への研修会や相談支援等を通じて、質の高い後見活動が行われているとともに、後見人等の社会資源が拡充している。			
取り組み課題	○成年後見制度の利用促進ための啓発や相談支援を行う。 ○後見申し立ての支援を行う。 ○関係機関との連携を強化する。 ○後見人を拡充する。 ○後見人の支援を行う。			
具体的実施項目				
①成年後見支援センター（仮称）の受託協議 ②成年後見支援センター（仮称）の受託 ③関係機関等との学習会・連絡会議の開催 ④後見人等の研修会の開催 ⑤市民後見人の養成についての検討				
年 次 計 画				
H24 年度	①	③	⑤	
H25 年度	②		④	↓
H26 年度	↓	↓	↓	
H27 年度	↓	↓	↓	
H28 年度	↓	↓	↓	

項目	3-2) 介護保険事業
めざす姿	要介護者が在宅で暮らし続けられるように、本人の持っている能力を最大限生かし、本人の能力を取り戻せるケアをめざして、関係機関や地域の支え合い活動との連携を常に取りながら介護実践している。また、その取り組みを市内の事業所と共有する場をつくることで米原市の介護サービスの質の向上が図られ、介護を必要とする人やその家族の満足度が高まっている。 24時間体制によるサービス提供を行うことにより、一人暮らし高齢者や老夫婦世帯をはじめ、家族の介護負担が軽減され、支援を必要とする人の地域生活を支援している。また、介護職員が基礎的な医療的ケアを実施できるようになっているとともに、医療と介護の連携がより充実し、医療依存度の高い重度の要介護者も地域で暮らしている。 その中で、サービスの供給状況を踏まえたうえで、地域福祉の推進役としての介護保険事業者を育成し、社会福祉協議会が運営している事業所を新たな担い手に移行するための事業者支援を行っている。 また、介護の専門職として認知症理解をすすめる啓発活動などにも取り組み、介護者や市民全般に理解が深まっている。
取り組み課題	○事業所を一本化し、24時間サービスを安定的に提供する。 ○通所介護事業所の機能を整理する。 ○専門的で質の高い介護を提供する。 ○基礎的な医療ケアを提供する。 ○要介護者の支援ネットワークを事業者・関係機関・地域等により幅広く構成する。
実施項目	
(1) 通所介護事業 (2) 訪問介護事業 (3) 訪問入浴事業 (4) 小規模多機能型居宅介護事業 (5) 居宅介護支援事業	

項目	3－2）－（１） 通所介護事業
めざす姿	利用者の生活歴や今後の暮らし方への思いに基づいた支援を提供するとともに、デイサービスでの取り組みを通して日常生活では見つけ出しにくい本人の力を見つけ出し、その力を発揮できるように支援することで、支援を必要とする人が生きがいをもって地域で暮らしている。あわせて、地域の人材を活用し、特技などをデイで発揮され、市民の生きがいの場ともなっている。また、欠席者への安否確認・見守り訪問や電話による声かけ、24時間対応の緊急預かりを実施する中で利用者やその家族に対しての地域の暮らしの継続性と安心を提供している。 各事業所が特色を持ったサービス提供を行う中で、地域包括ケアシステムの一環として、他の事業所や地域に対して専門的な知識・技術の提供・共有の場となっている。 また、周辺地域と相互交流を図るとともに、現場で得た知識や技術を講座等を通して地域に伝えるなど、地域に密着した事業を展開している。
取り組み課題	○各拠点が特色を持ち、先進事例として他の事業所に情報提供できるサービスを実施する。 ○24時間預かりサービスなど、介護ニーズに柔軟に対応する。（なじみの安心事業・緊急預かり） ○利用者、周辺地域やボランティア等によるセンター運営協議会（仮称）に参加する。 ○日曜日・年末年始を開設する。
具体的実施項目	
①認知症対応型デイサービスの実施 ②多機能拠点型デイサービスの実施 ③重度・特浴対応型デイサービスの実施 ④高齢障がい者対応型デイサービスの実施 ⑤機能訓練型デイサービスの実施 ⑥遠隔地対応型デイサービスの実施 ⑦日曜日・年末年始開設する（市内1か所） ⑧介護講座等の開催	
H24 年度	↓ ② ③ ⋮ ↓ ⑥ ⑦ ⑧
H25 年度	① ↓ ↓ ⋮ ⑤ ↓ ↓ ↓
H26 年度	↓ ↓ ↓ ④ ↓ ↓ ↓ ↓
H27 年度	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓
H28 年度	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓

項目	3-2)-(1)-① 認知症対応型デイサービス (かせの)
めざす姿	認知症による症状(記憶障害・見当識障害・被害妄想・幻覚・昼夜逆転等)の発生要因を的確に把握し、その要因に対してケアを行うことで、その人が持っている力を最大限発揮している。また、デイサービスで把握した利用者の特性やケア方法を家族や地域に伝えることで、その人の在宅生活が安定している。
取り組み課題	○認知症ケアの専門性を高める。 ○認知症の専門的な個別支援の取り組みを、家族や地域の見守り活動へつなげる。 ○市内事業所の認知症ケアの専門性を高める。 ○行政と連携し、認知症予防について取り組む。
具体的実施項目	
①家族・地域・事業者を対象とした介護講座・研修会の開催 ②地域の懇談会等での具体的ケースを通じた働きかけ ③認知症予防プログラムの確立・地域への提供	
年 次 計 画	
H24 年度	②
H25 年度	① ③
H26 年度	↓ ↓ ↓
H27 年度	↓ ↓ ↓
H28 年度	↓ ↓ ↓

項目	3－2）－（１）－② 多機能拠点型デイサービス（はびろ・うかの）	
めざす姿	拠点の開放事業や地域との交流事業などを通して、地域社会と交流が図られている中でサービスを利用することで、利用者が社会の一員として暮らしていることを実感している。 また、交流を図る中で市民の福祉理解が深まるとともに、生きがいの場となっている。	
取り組み課題	○地域や関係機関との連携を強化する。 ○他の事業との連携を充実する。	
具体的実施項目		
①地域福祉懇談会への参加 ②他の部署との協働による地域交流事業等の企画・実施		
年 次 計 画		
H24 年度	①	②
H25 年度	↓	↓
H26 年度		
H27 年度		
H28 年度	↓	↓

項目	3－2）－（1）－③ 重度・特浴対応型デイサービス（愛らんど・ゆめホール）		
めざす姿	専門的な介護や基礎的な医療ケア、24時間預かりなど柔軟に対応することで、医療依存度や介護度の高い利用者が在宅での生活を継続している。		
取り組み課題	○医療機関、各関係機関との連携を強化する。 ○基礎的な医療ケアを充実するなど、重度対応の介護技術の専門性を高める。 ○24時間ケアに柔軟に対応する。		
具体的実施項目			
①施設・設備の充実			
②施設・設備に応じた定員の設定			
③家族・地域・事業者を対象とした介護講座・研修会の開催			
年 次 計 画			
H24 年度			③
H25 年度			
H26 年度	①	②	
H27 年度			
H28 年度			

項目	3－2）－（１）－④ 高齢障がい者対応型デイサービス（のとせ）	
めざす姿	障がいに応じた専門的な対応を基盤として、高齢者介護の専門的なケアを提供することで、知的な障がいや精神に障がいを持ちながら高齢となった人なども地域で安定した生活を送っている。 支援方法を確立し、他の事業所と取り組みを共有することで、障がいのある人が安心してサービスを利用している。	
取り組み課題	○障がい者相談センター等との連携を強化する。 ○障がいに応じた支援力を高める。 ○市内の作業所や在宅の障がい者との連絡・連携を図る。	
具体的実施項目		
①地域福祉懇談会への参加 ②事業者連絡会議（仮称）の開催		
年 次 計 画		
H24 年度	①	②
H25 年度	↓	↓
H26 年度		
H27 年度		
H28 年度	↓	↓

項目	3－2）－（１）－⑤ 機能訓練重視型デイサービス（きらめき）	
めざす姿	専門的な個別機能訓練や日常動作訓練を提供することで、機能低下を防ぐとともに、利用者の失われた機能が回復するなど、本人が持っている力を最大限発揮している。 また、訓練プログラムを地域に提供することで、介護予防の効果が表れている。	
取り組み課題	○個別機能訓練等の専門性を高める。 ○専門性を地域にいかす。	
具体的実施項目		
①個別機能訓練プログラムの確立 ②サロン等、地域への機能訓練プログラムの提供		
年 次 計 画		
H24 年度	①	
H25 年度	↓	②
H26 年度		↓
H27 年度		
H28 年度		↓

項目	3－2）－（１）－⑥ 遠隔地対応型デイサービス（きたで～）		
めざす姿	周辺に他の事業所がないことや、移動等、利用者の身体的な負担がかかる地域においてサービスを提供することで、支援を必要とする人が地域で安定して生活している。		
取り組み課題	○24時間にも柔軟に対応していく。 ○他の事業所との連携等やデイサービスとしても在宅での支援も組み込む。 ○遠隔地であるため、様々な相談や地域支援にも応えていく。		
具体的実施項目			
①地域福祉懇談会への参加			
②地域交流事業の実施			
③地元地域との事業拠点のあり方検討			
年 次 計 画			
H24 年度	①	②	③
H25 年度	↓	↓	↓
H26 年度			
H27 年度			
H28 年度	↓	↓	

項目	3－2）－（2） 訪問介護事業		
めざす姿	24時間体制によるサービス提供を行うことにより支援を必要とする人の地域生活を支援している。また、たんの吸引等の専門技術を習得し、医療と介護の連携がより充実し、医療依存度の高い重度の要介護者も地域で暮らしている。 また、消費者被害防止や絆バトン事業の普及や防火査察にも同行するなど、支援を必要とする人の安心安全を確保している。 お出かけや旅行の同行介護など、介護保険制度では認められない生活支援を実施し、利用者の生きがいや生活の質が高まっている。		
取り組み課題	○24時間サービスを提供するには、事業所の一本化または核となる事業所を位置付けるなどの体制を整備する。 ○基礎的な医療ケアを提供する。 ○サービス提供外の生活支援を訪問介護事業所として検討実施していく。		
具体的実施項目			
①事業所一本化準備 ②事業所の一本化による24時間のサービス提供 ③地域との連携による一人暮らし・認知症高齢者等の安否見守り活動の実施 ④制度外の生活支援ヘルプサービスの企画実施			
年 次 計 画			
H24 年度	①		
H25 年度	②	③	④
H26 年度	↓	↓	↓
H27 年度			
H28 年度	↓	↓	↓

項目	3－2）－（3） 訪問入浴事業
めざす姿	在宅介護を支えるため、これまで社会福祉協議会が中心となり、市民の介護ニーズに応えてきた。しかし、今回の地域福祉活動推進方針に基づく今後の社会福祉協議会における介護保険事業のあり方や他の事業者の成熟度からも、本会のサービス提供を終了しても市内のサービスの量・質ともに確保されると判断した。 そのため、利用者の意向を尊重しつつ、他事業者へスムーズに移行する。
取り組み 課題	○利用者の理解を得る。
具体的実施項目	
①他の事業者への移行	
年 次 計 画	
H24 年度	①
H25 年度	
H26 年度	
H27 年度	
H28 年度	

項目	3－2）－（4） 小規模多機能型居宅介護事業		
めざす姿	なじみの環境の中で、通い・訪問・泊まりの一体的なサービスを提供することにより、地域での生活を安定的に送れている。 これまでの大事なつながりが切れないように拠点を活用したり、本人の自宅のある地域へ出向き関係をつなげることで、本人が地域で暮らしている意識を持ち続けている。日常生活用品・食品の買い物、利用者の地元の行事などに参加できるように支援することで、生きがいをもって暮らしている。 近隣地域との連携が図られる中で、地域住民の高齢者介護や認知症などに理解が深まっている。		
取り組み課題	○拠点施設の地域との連携のほか、利用者の在住地域と連携する。 ○地域包括支援センターや居宅介護支援事業所との連携を強化する。		
具体的実施項目			
①地域福祉懇談会・各種協議会等への積極的参加			
②介護講座等の開催			
③小規模多機能型居宅介護事業所の機能のPR（支援事例の明示）			
年 次 計 画			
H24 年度	①	②	③
H25 年度	↓	↓	↓
H26 年度			
H27 年度			
H28 年度			

項目	3－2）－（5） 居宅介護支援事業	
めざす姿	支援を必要とする人の生活歴やこれからの暮らし方への思いを専門的にアセスメントし、生活全体を捉えた上で、自己決定を尊重しながら介護保険サービスだけでなく、医療やその他の生活支援サービスや家族、地域の支え合い活動やボランティア活動などを総合的にマネジメントすることで、本人が望む暮らしを送っている。 また、マネジメントを通して、地域包括支援センターやソーシャルワーカー等と協働して関係機関・地域のネットワーク化を図っている。	
取り組み課題	○地域との連携をさらに深め、支援ネットワークづくりに取り組む。 ○相談支援者の連携を強化する。 ○個別のニーズから事業開発や地域活動へ働きかける。	
具体的実施項目		
①地域福祉懇談会等における具体的ケースを通じての支え合いネットワークの必要性等の啓発 ②ケアマネジメントを通じて利用者・家族に対する地域支援受け入れの働きかけ		
年 次 計 画		
H24 年度	①	②
H25 年度		
H26 年度		
H27 年度		
H28 年度		

項目	3-3) 障がい者福祉サービス
めざす姿	他の関係機関と連携しながら、相談支援や生活支援、就労支援などを通して障がいのある人の地域生活を支援することで、地域社会の一員として、地域で働き、暮らしている。
取り組み 課題	○障がい者に対する相談機能を高める。 ○高齢者の訪問介護事業所の一本化と併せて、居宅介護事業を分離する。 ○障がいのある人に対するケアの専門的知識をさらに高めていくために、障がい者福祉サービスの専門部署を設置する。 ○障がい者福祉サービスから介護保険サービスへ適切に移行し、暮らしの継続性や安定を図る。
実 施 項 目	
(1) 相談支援事業 (2) 居宅介護事業（障がい者ホームヘルプサービス） (3) 障がい者訪問入浴事業 (4) 就労継続支援B型事業（ほおずき作業所） (5) 地域生活支援事業	

項目	3－3）－（１） 相談支援事業		
めざす姿	就労やサービス利用など、生活全般の相談支援を行うことで、障がいのある人が地域でその人らしい自立した生活を送っている。		
取り組み課題	○障がい者福祉サービスから介護保険サービスへ円滑に移行する環境をつくる。 ○市内に障がい者に対する相談支援センターを設置する。		
具体的実施項目			
①障がい者相談支援センターの受託に向けた行政との協議（２７年度受託に向けて）			
②職員出向等による相談技術の向上			
③居宅介護支援事業所における障がい者に対するサービス等利用計画等の相談支援事業の検討			
年 次 計 画			
H24 年度	①	②	③
H25 年度	↓	↓	
H26 年度			
H27 年度			
H28 年度			

項目	3－3）－（2） 居宅介護事業（障がい者ホームヘルプサービス）	
めざす姿	障がい者相談支援センターや地域などと連携し、障がいに応じた専門的な支援を行うことで、障がいのある人が地域でその人らしい自立した生活を送っている。	
取り組み課題	○専門的な生活支援を実施する。 ○地域に働きかけながら、ノーマライゼーション理念を普及する。 ○市内に他の障がい者居宅介護事業所を育成し、自己選択を尊重できる環境を作る。	
具体的実施項目		
①居宅介護事業所の分離 ②障がい者居宅介護事業所育成研修会（仮称）の企画・開催		
年 次 計 画		
H24 年度	①	
H25 年度	↓	②
H26 年度		↓
H27 年度		
H28 年度	↓	↓

項目	3－3）－（3） 障がい者訪問入浴事業
めざす姿	在宅介護を支えるため、これまで社会福祉協議会が中心となり、市民の介護ニーズに応えてきた。しかし、今回の地域福祉活動推進方針に基づく今後の社会福祉協議会における事業のあり方や他の事業者の成熟度からも、本会のサービス提供を終了しても市内のサービスの量・質ともに確保されると判断した。 そのため、利用者の意向を尊重しつつ、他事業者へスムーズに移行する。
取り組み 課題	○利用者の理解を得る。
具体的実施項目	
①他の事業者への移行	
年 次 計 画	
H24 年度	①
H25 年度	
H26 年度	
H27 年度	
H28 年度	

項目	3-3)-(4) 就労継続支援B型事業(ほおずき作業所)
めざす姿	授産事業の向上を図るとともに、他の関係機関や事業者も参画して地域活動への参加や新しい授産事業の開発も検討する場があり、利用者がサービスの受け手ではなく、地域福祉の担い手として活動している。移動販売車をアンテナショップとして活用しながら生活支援サービス関連の活動を実施するなど、利用者と共に、地域福祉活動に参画できる事業をすすめる中で、障がいのある人も社会の一員となっていることが当たり前であるという理解がすすんでいる。 作業所の活動をともにすすめるサポーターを養成し、活動の場を提供することで、サポーター自らの生きがいの場となっている。 特に、市内の他の事業所との機能分担を明確にしたうえで、利用者が作業所の利用を通して、一般就労や他の事業所など、その人にとって適切な生活形態を考慮した移行も関係機関と連携して支援するとともに、障がいのある人の地域生活に必要なサービスや事業の提言を行っている。
取り組み課題	○利用者が主体的に活動でき、地域の生活支援ニーズに対応した事業を開発する。 ○企業などへの受け入れの働きかけを、関係機関と連携して実施する。 ○高齢者等地域の人材の参画を得た授産事業を開発する。 ○作業所を通じて地域福祉活動をすすめるため関係機関の連携を図る。
具体的実施項目	
①売上アップ委員会の充実 ②ボランティアの受け入れ・育成 ③移動販売車による買い物支援事業の検討・実施 ④障がいのある人の地域雇用の創出の検討 ⑤関係機関連絡会議の開催	
年 次 計 画	
H24 年度	① ② ④ ⑤
H25 年度	③ ↓
H26 年度	↓ ↓ ↓ ↓
H27 年度	↓ ↓ ↓ ↓
H28 年度	↓ ↓ ↓ ↓

項目	3－3）－（5） 地域生活支援事業
めざす姿	外出の同行介助などを行うことで、障がいのある人の自立した日常生活を支援している。 また、働く場や余暇の場などが適切に分離されることで、障がいのある人の社会性が維持・向上しているとともに、地域社会との交流が促進されている。
取り組み 課題	○市内事業者との連携を図る。
具体的実施項目	
①移動支援事業の実施 ②日中一時支援事業の検討・実施（高齢障がい者デイや放課後児童クラブとの併設など）	
年 次 計 画	
H24 年度	①
H25 年度	
H26 年度	②
H27 年度	
H28 年度	

項目	3－4） 子育て支援					
めざす姿	親や家族、地域や関係機関がそれぞれの役割を果たし、連携することで、子どもたちが社会的ルールを身につけながらのびのびと育っている。 また、交流の場などを通じて親同士、祖父母同士がつながりを持ち、安心して子育てしている。					
取り組み課題	○それぞれの役割を共通認識できるよう働きかける。 ○子どもの成長を促すために様々な体験の場を協働でつくる。 ○行政や社会福祉協議会、その他の団体等が、同じような子育て支援事業を行っているため整理する。					
具体的実施項目						
①子育て支援センター等との連携						
②子育て・孫育てサークルの育成・支援						
目標値（新規育成数）						
平成 23 年度見込		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 グループ		2 グループ	2 グループ	2 グループ	2 グループ	2 グループ
③ファミリーサポートセンター事業の検討						
年 次 計 画						
H24 年度	①	②	③			
H25 年度	↓	↓	↓			
H26 年度	↓	↓				
H27 年度	↓	↓				
H28 年度	↓	↓				

項目	3－5) 放課後児童クラブ	
めざす姿	地域住民や保護者とのかかわりの中で福祉理解が図られ、児童の健全な育ちにつながっている。 他のクラブと連携しながら、ともに制度理解や事業に関する研修や研鑽を重ねることで、市内の放課後児童クラブの向上が図れている。	
取り組み課題	○発達障害などの特別な支援を必要とする児童の受け入れる体制を整備する。 ○保護者や地域・ボランティアの参加を働きかける。	
具体的実施項目		
①行政との連携に基づく市内放課後児童クラブ研修計画の立案と開催 ②保護者会との連絡会議の開催		
年 次 計 画		
H24 年度	①	②
H25 年度	↓	↓
H26 年度		
H27 年度		
H28 年度	↓	↓

項目	3－6) 生活福祉資金貸付制度・一時援護資金貸付事業	
めざす姿	低所得者や高齢者・障がいのある人等に対し、資金貸し付けやその他の制度活用、継続的な相談援助などを行うことで、生活の維持・安定が図られている。	
取り組み課題	○金銭的な生活支援だけでなく生活全般を捉えた支援をするため、関係機関や民生委員等のネットワークにより支援する。 ○生活福祉資金と一時援護資金のあり方や償還の仕組みを検討する。	
具体的実施項目		
①個別支援ケース会議の開催による適切な償還・自立支援 ②あり方検討による見直し		
年 次 計 画		
H24 年度	①	②
H25 年度	↓	↓
H26 年度		
H27 年度		
H28 年度	↓	

項目	3－7) 介護予防事業		
めざす姿	生活習慣（食生活・運動など）改善の啓発のほか、各福祉活動拠点を活用した事業を展開することで、元気な高齢者ができる限り要介護状態にならないように、そして、介護が必要な人もそれ以上悪化しないよう、介護予防に取り組んでいる。		
取り組み課題	○福祉活動拠点の連携による介護予防運動プログラムを実施する。 ○運動指導士などによる専門的なプログラムを提供する。 ○地域での自主グループによる予防活動を展開する。 ○介護予防のために集える場をつくる。		
具体的実施項目			
①行政と介護予防事業について検討企画する			
②福祉活動拠点での介護予防事業の検討・実施			
③介護予防効果のあるサロンのあり方提案・支援			
年 次 計 画			
H24 年度	①	②	③
H25 年度	↓		
H26 年度		↓	↓
H27 年度		↓	↓
H28 年度		↓	↓

項目	3-8) その他の生活支援
めざす姿	既存の制度やサービスでは支えきれないサービスを企画実施することで、支援を必要とする人の生きがいを高めたり、生活を支援している。 事業実施と同時に担い手を育成し、将来的には主体を移行するなど、担い手の育成と新たなサービス開発の循環ができている。
取り組み課題	○受託事業等については、他の担い手がないのか、社会福祉協議会として担うべき取り組みなのかを精査しつつ判断する。
具体的実施項目	
①車両貸し出し事業の検討・実施 ②外出支援事業の充実（事業者育成・ボランティア育成・車両貸し出し事業の活用等） ③制度外のヘルプサービスの実施 ④24時間預かりの実施（なじみ安心事業・緊急預かり事業） ⑤日中一時支援事業の検討・実施	
年 次 計 画	
H24 年度	② ④
H25 年度	① ③
H26 年度	⑤
H27 年度	
H28 年度	

4 災害に強いまちづくり活動

項目	4-1) 災害支援体制の構築
めざす姿	災害時の支援活動について行政・地域・関係機関が参画した協議の場を設定することで、情報が共有でき、それぞれが果たす役割が整理され、災害時の支援体制ができています。 また、市内の事業所が災害時の利用者の安否確認やサービス連携などについて確認を行い、被災状況に応じたサービスを速やかに提供できる体制が整っている。
取り組み課題	○災害時における地域や関係機関、事業者等の連携について協議・検討する場を設けるとともに、実際の支援体制について調整する。 ○情報の管理・運用方法を確立する。 ○地域からの要援護者等の安否情報や災害時の介護ニーズをもとに迅速なサービス提供のための体制を整備する。
具体的実施項目	
①地域福祉推進のための福祉事業者協議会（仮称）による協議 ②「要援護者管理システム」を活用した情報の一元化と共有 ③サービス事業ごとの災害時対応マニュアルの作成	
年次計画	
H24 年度	① ② ③
H25 年度	↓ ↓ ↓
H26 年度	↓ ↓ ↓
H27 年度	↓ ↓ ↓
H28 年度	↓ ↓ ↓

項目	4－2） 小地域における災害対策支援																
めざす姿	災害時要援護者支援体制づくりに向けた支援を行うことで、小地域における見守り・支え合い活動と要援護者情報との整合が図られ、関係機関・団体等の連携・協働のもと、高齢者、障がいのある人等の災害時要援護者の支援体制が確立されている。また、災害時対応に必要な情報が適切に管理・更新されるとともに、把握された情報を共有しながら、訓練や体制および活動の点検・見直しが行われるなど、日常から災害時における見守り・支え合い活動への参加意識が高まっている。 サービス利用者等の安否確認は、地域の災害時支援体制に組み込まれ、地域から社会福祉協議会、社会福祉協議会から各事業者へ安否確認情報が届く仕組みができていることで、一人も見逃さない仕組みができている。																
取り組み課題	○災害対策に関する意識を高め、災害時における見守り・支え合いの体制や活動について検討する場を設ける。 ○災害時要援護者の把握と情報の管理を支援する。 ○地域活動と関係機関・団体等との連携を図るため、支援者間で情報や取り組みを共有する。																
具体的実施項目																	
①地域福祉懇談会・研修会の開催 ②「要援護者管理システム」を活用した管理・共有・更新の支援 ③福祉マップの作成支援 目標値（福祉マップ作成支援累計地区数） <table><tr><td>平成 23 年度見込</td><td>平成 24 年度</td><td>平成 25 年度</td><td>平成 26 年度</td><td>平成 27 年度</td><td>平成 28 年度</td></tr><tr><td>17 地区</td><td>21 地区</td><td>25 地区</td><td>29 地区</td><td>33 地区</td><td>37 地区</td></tr></table>						平成 23 年度見込	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	17 地区	21 地区	25 地区	29 地区	33 地区	37 地区
平成 23 年度見込	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度												
17 地区	21 地区	25 地区	29 地区	33 地区	37 地区												
④ボランティア等による豪雪時除雪支援事業の実施 ⑤事業を通じての要援護者登録の働きかけ 目標値 <table><tr><td>平成 24 年度</td><td>平成 25 年度</td><td>平成 26 年度</td><td>平成 27 年度</td><td>平成 28 年度</td></tr><tr><td>5 名</td><td>5 名</td><td>10 名</td><td>10 名</td><td>10 名</td></tr></table>						平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	5 名	5 名	10 名	10 名	10 名		
平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度													
5 名	5 名	10 名	10 名	10 名													
年 次 計 画																	
H24 年度	①	②	③	④	⑤												
H25 年度	↓	↓	↓	↓	↓												
H26 年度	↓	↓	↓	↓	↓												
H27 年度	↓	↓	↓	↓	↓												
H28 年度	↓	↓	↓	↓	↓												

項目	4－3） 災害ボランティアセンターの設置運営			
めざす姿	被災者が抱える問題と活動ニーズとが的確に調整されるとともに、災害時に必要となる新たなボランティア活動の創設や地域との連携など、円滑な運営のための人材の養成や体制が整備されている。			
取り組み課題	○災害ボランティアセンターの位置付けや連携のあり方について、行政（担当課）との協議を行う。 ○住民や関係機関・事業者等が参画し、災害時における連携について検討する。 ○災害ボランティアセンターを市民の参加により運営する。 ○具体的な運営方法を確立する。			
具体的実施項目				
①災害時支援の連携構築（ボランティアセンター運営協議会での協議）				
②運営サポーター養成講座の開催				
目標値（養成人数）				
平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
―――	10 名	10 名	10 名	10 名
③設置・運営訓練の実施				
④運営マニュアルの見直し・点検				
年 次 計 画				
H24 年度	①	③	④	
H25 年度	↓	②	↓	
H26 年度		↓		
H27 年度			↓	
H28 年度	↓	↓	↓	↓

5 推進体制の充実・強化

項目	5-1) 会費・会員制度の見直し
めざす姿	市内の社会福祉事業や更生保護事業を経営する者の過半数が参加し、さらに市民や市内の企業等が参加し運営されている。 参加のあり方を具体化することで、他の社会福祉法人や民間事業者との違いが整理され、社会福祉協議会の位置づけと社会福祉協議会の公共性が確立されている。 市民や会員に対して、社会福祉協議会の存在意義や会員・会費のあり方について理解が得られ、会費を納めることが福祉活動への参画として位置づけられている。
取り組み課題	○会費の納入と会員としての参加の関係を明確にする。 ○社会福祉協議会への参加形態を明確にするため、組織構成会員を位置づける。 ○会員制度の確立に伴い、会費のあり方を整理する。 ○評議員・理事の選出方法を確立する。
具体的実施項目	
①会員・会費制度検討委員会の設置 ②会員・会費制度の見直し実施 ③会費・会員制度についての分かりやすいパンフレットの作成	
年次計画	
H24 年度	①
H25 年度	② ③
H26 年度	↓
H27 年度	
H28 年度	↓

項目	5－2) 評議員会・理事会の機能強化
めざす姿	常に地域の状況や福祉に関する社会情勢等を把握し、事業運営を進捗管理するなど、役員が法人運営及び事業経営の責任者としての自覚を持ち、社会福祉協議会が運営されている。
取り組み課題	○理事が経営への参画を一層すすめて、執行機関としての機能を強化する。 ○理事会の協議内容をさらに充実させる。 ○役員としての責任に対する対価としての報酬を検討し設定する。
具体的実施項目	
①役員研修の実施 ②理事会・委員会の定例開催 ③会員・会費制度の見直しに伴う役員選任のあり方検討 ④担当理事制の検討	
年 次 計 画	
H24 年度	① ② ③ ④
H25 年度	↓ ↓ ↓
H26 年度	
H27 年度	
H28 年度	↓ ↓

項目	5－3) 情報公開・監査機能の充実		
めざす姿	公開されるべき情報が市民に公開され、社会福祉協議会の透明性・公共性が保たれている。 監事は事業及び予算執行の監査を行うとともに、理事の執行機能の評価を行い、内部けん制機能を働かせている。 また、法人後見人としての利害関係についても適正に監査している。		
取り組み課題	○情報公開の仕組みをつくる。 ○監査機能を強化する。		
具体的実施項目			
①情報公開規程の整備 ②ホームページ等での公開・窓口での閲覧 ③内部けん制体制の確立 ④外部監査の検討			
年 次 計 画			
H24 年度	①	③	④
H25 年度	②		↓
H26 年度	↓	↓	
H27 年度			
H28 年度	↓	↓	

項目	5－4）事務局体制の強化			
めざす姿	求められている役割が明確であり、事業・人事労務が合理的に管理できる組織機構となっている。 事業が適切に実施できるよう、職員が配置されている。また、管理職も適切に配置され、事業進捗管理や人事管理を専門的に行っている。職員の定数や採用計画に基づいて、計画的な体制強化や補充、新規採用が行われ、事業・経営が安定的に進められている。 部署間の連携が図られ、地域のニーズに対して協働して業務にあたっている。			
取り組み課題	○業務管理や事業方針が徹底できる体制に見直す。 ○職員の役割や責任・業務量などを均一化し、職員自身、職員間で職責の共通認識ができるよう、職員定数を設定する。 ○中長期的な事業展開や職員定数に基づき、採用計画を立て、計画的な採用を行う。 ○会議のあり方や内部企画改善チームの形成方法等を改善する。 ○中期計画による事業実施など方向性を明確にした事業実施体制を構築する。			
具体的実施項目				
①組織体制の見直し				
②正規職員定数に基づく人事管理				
③採用計画に基づく計画的な人材確保				
④チーム制やプロジェクト制による横断的な事業企画実施				
年次計画				
H24年度	①	②	③	④
H25年度	↓	↓	↓	↓
H26年度				
H27年度				
H28年度	↓	↓	↓	↓

項目	5－5） 財政の健全化					
めざす姿	行政補助金・委託金や会費・共同募金・寄付金の充実を図るほか、新たな財源を確保し、地域福祉推進が図られている。また、福祉事業を実施することで生じた収益を、新たな地域福祉事業開発のための資金として活用している。					
取り組み課題	○収入に見合った人員を配置する。 ○新たな財源を確保する。 ○善意銀行を広く地域福祉に活用する。 ○地域福祉推進のための企画調整機能を担う社会福祉協議会として、会費・寄付金の使途のひとつとして、人件費への活用をすすめる。 ○財源・資金活用のルール化を図る。 ○収益性のある福祉事業とその他を会計・財源で明確に区分する。					
具体的実施項目						
①会費・会員制度あり方検討会の設置 ②事務・事業経費の洗い出しによる、法人運営経費にかかる会費やその他の財源の適正化 ③事業ごとのスポンサーの発掘 ④善意銀行の活用検討委員会の設置 ⑤法人運営費・事業費の適切な補助・受託費の整理と要望 ⑥財源充当の明確化を図るための会計区分の見直し検討						
年 次 計 画						
H24 年度	①	②	③	④	⑤	⑥
H25 年度		↓	↓	↓	↓	↓
H26 年度		↓	↓			
H27 年度		↓	↓			
H28 年度		↓	↓		↓	

項目	5－6） 各種積立金の適正化													
めざす姿	今後新たに求められる地域福祉事業の開発を促進するとともに、事業の安定的な運営のため、目的化した基金を積み立てている。													
取り組み課題	○経営安定化基金の適正額を設定する。 ○新しい地域福祉事業や市民主体によるサービス実施に向けた貸し付けまたは助成を行う基金を創設する。 ○施設設備や車両取得を安定的に行うための積み立てを行う。 ○キャッシュフローの安定を図るため、積立相当分の一部を流動資産として管理する。													
具体的実施項目														
①経営安定化基金の適正額の設定 報酬請求が滞ったり、不測の事態の中でも事業が安定的に継続実施できるよう、経営安定化基金を設定している。また、利用者の重度化対応や施設の機能化を図るための整備等については、積立金の取り崩しにより行い、決算時に積み戻す。介護保険事業・障がい者福祉サービス等の収入の約2か月分を積み立てる。 当面の積立額は83,000千円とする。また、毎年度事業実績から積立額を算定する。														
②事業開発積立金の設定 事業開発積立金として20,000千円を積み立てる。														
③施設整備のための積立 事業を安定的・継続的に行うため、建物に関する減価償却累計額相当を積み立てる。 建物に関する積立見込累計額														
<table><tr><td>平成24年度末</td><td>平成25年度末</td><td>平成26年度末</td><td>平成27年度末</td><td>平成28年度末</td></tr><tr><td>43,000千円</td><td>49,000千円</td><td>55,000千円</td><td>61,000千円</td><td>67,000千円</td></tr></table>					平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	43,000千円	49,000千円	55,000千円	61,000千円	67,000千円
平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末										
43,000千円	49,000千円	55,000千円	61,000千円	67,000千円										
④車両購入のための積立 事業を安定的・継続的に行うため、車両に関する積み立てを行い、車両を取得する際は積立より支出し、年度末に積み戻す。 24年度積立額として、13,000千円を積み立てる。														
年次計画														
H24年度	①	②	③	④										
H25年度	↓	↓	↓	↓										
H26年度														
H27年度														
H28年度	↓	↓	↓	↓										

項目	5－7) 人材育成・活用システムの確立
めざす姿	研修制度が充実し、専門職としての資質の向上が図られている。評価制度に基づき、職員自身の求められる資質が確認できるとともに、社会福祉協議会として育成すべき方向性が確認できている。また、その評価に基づく処遇も連動し、職員の働きがいと専門性が高められ、処遇の公平性が確保されている。
取り組み 課題	○研修制度を充実する。 ○評価制度を確立する。 ○研修制度・評価制度と連動させた公正な処遇制度を確立する。
実 施 項 目	
(1) 研修制度の充実 (2) 評価制度の確立 (3) 処遇制度の確立	

項目	5－7）－（１） 研修制度の充実		
めざす姿	新任・中堅・管理職等、階層に応じた研修カリキュラムに基づき人材育成を行い社会福祉の専門職を養成することで、質の高い地域福祉支援活動・福祉サービスを提供している。法人運営部門についても、適正な運営管理が行われ発展的安定的に運営している。 管理職・主任はOJTを意識した業務遂行を行い、職場内コミュニケーションの一環としても活用されている。 また、外部研修を受けた職員が学んできた知識技術を職場内へ普及させるための報告会等が定期的に行われ、職員全体の資質の向上が図られている。 専門職群の自主研修グループが立ち上がり、専門的な分析実践へつながる検討が行われるとともに、部署を超えたコミュニケーションの場となっている。		
取り組み課題	○階層別の研修カリキュラムを設定する。 ○各事業に求められる専門性の高い職員を育成する。 ○研修制度による人材育成と給与体系を連動させて運営する。 ○自主研修グループへの側面的支援を確立する。		
具体的実施項目			
①研修体系の確立			
②研修報告会等の設定			
③自主研修グループ支援の確立			
年 次 計 画			
H24 年度	①	②	③
H25 年度		↓	
H26 年度			
H27 年度			
H28 年度			

項目	5－7）－（2） 評価制度の確立		
めざす姿	職員に求められる資質が明確に示され、その達成度合いについて、管理職と職員本人が共通の基準で確認できている。評価制度による面談等を通じて、職員間のコミュニケーションも充実している。		
取り組み課題	○業務目標管理制度を充実し活用する。 ○人事考課制度を確立する。		
具体的実施項目			
①業務目標管理制度の充実 ②職務表の作成 ③人事考課表の作成 ④人事考課制度の実施			
年 次 計 画			
H24 年度	①	②	③
H25 年度			④
H26 年度			
H27 年度			
H28 年度	↓		↓

項目	5－7）－（3） 処遇制度の確立					
めざす姿	職責や専門性に応じた給与体系が確立されるとともに、評価制度の運用に基づく処遇制度が運用され、職員の能力に見合った適切な処遇がなされている。					
取り組み課題	○サービスの質・働く環境の両面でリードしていくため、適正な労働環境を整備する。 ○人材確保と専門性の高い職員を確保するための給与体系を見直す。					
具体的実施項目						
①給与の見直し ②各種手当見直し ③賞与算定基準の見直し ④昇格・昇級等の基準見直し ⑤職務表の見直し ⑥休日数の見直し ⑦研修・評価・処遇の連動・実施						
年 次 計 画						
H24 年度	①	②	③	④	⑤	⑥
H25 年度						
H26 年度						⑦
H27 年度						↓
H28 年度						↓

6 事業評価・進捗管理

項目	6 事業評価・進捗管理		
めざす姿	事業の実施にあたっては、目標の達成度と効果・成果により評価しながら、目標を達成し、事業を終結している。また、新たな課題に対して取り組みをすすめている。		
取り組み課題	○客観的に評価される仕組みにより、事業の実施内容やその方向性について確認できるシステムを確立する。 ○地域福祉活動計画や市の地域福祉計画と連動させる。 ○単年度事業計画との整合性を図る。		
具体的実施項目			
①あり方検討委員会の設置・進捗管理			
②地域福祉計画策定への参画			
③地域福祉活動推進計画に基づく単年度事業計画の立案・実施			
年 次 計 画			
H24 年度	①	②	③
H25 年度	↓	↓	↓
H26 年度			
H27 年度			
H28 年度	↓	↓	↓

IV 一覧表

項目	具体的実施項目	見直し 充実・新規 継続・廃止	担当				年次計画(年度)					
			総務	地域	相談	在宅	24	25	26	27	28	
1 地域をつなぐ活動												
1-1) ニーズ・社会 資源の把握	①福祉懇談会・各種連絡会・サービス提供等を通じての ニーズ把握活動の実施	充実	○	○	○	○						→
	②支援ニーズを行政・事業者・地域と共有する場の設 定	新規		○	△							→
	③調査活動の実施	充実		○								→
	④他の調査からの情報収集	充実		○								→
	⑤地域のアセスメントの実施・台帳整備	新規		○	△							→
1-2) 情報提供・提 言	①福祉懇談会・協議会での情報提供・提言	新規		○	△							→
	②地域包括支援センターとの連携による協議体の設立 準備	充実			○		→					
	③地域包括支援センターとの連携による協議体の運営	充実	△	△	○	△						→
1-3) ネットワークの 構築	①地域福祉推進のための福祉事業者協議会(仮称)の 運営	新規		○								→
	②地域包括支援センター受託に向けた行政協議(平成 25年度受託に向けて)	新規			○		→					
	③地域包括支援センター受託に向けた準備(人材育 成・職種間ネットワーク会議の開催等)	新規			○		→					
1-4) 相談支援窓口	①身近な地域にコミュニティソーシャルワーカーを配置 する	充実		○	△							→
	②ネットワーク支援台帳の整備	新規		○	△							→
	③相談窓口対応マニュアルの共有	新規	△	△	○	△						→
	④土・日の開設	充実	○	○	○	○						→
	⑤総合相談事業について行政との協議	新規			○		→					
1-5) 広報・情報発 信	①広報委員会(仮称)の設立	新規		○			→					
	②地域ボランティアや福祉事業者による広報委員会の 編成と広報発行・情報発信	新規		○								→
	③社会福祉大会等のイベントによる情報発信	充実		○								→
1-6) 福祉活動団体 支援	①福祉活動団体支援のあり方検討	充実		○				→				
	②地域福祉活動計画実施計画の策定支援	充実		○								→
	③福祉団体活動推進研修会等の共催	新規		○								→
	④連絡会議等の開催	充実		○								→
1-7) 当事者団体活 動支援	①連絡会議等の開催	充実		○								→
	②地域福祉活動計画実施計画の策定支援	充実		○								→
	③団体事務の相談支援	充実		○								→
	④当事者グループ設立への呼びかけ	新規		○								→
1-8) 福祉サービス 事業者支援	①地域福祉推進のための福祉事業者協議会(仮称)の 運営	新規		○		△						→
	②他の法人の協力を得てヘルパー2級課程等の開催	新規		○		△						→
	③合同研修会の開催	新規			○	○						→
	④実践報告会の開催(社会福祉大会等)	新規		○		△						→
	⑤広報等による情報提供・PR	新規		○								→
	⑥事業者の地域福祉懇談会への参加呼びかけ	新規		○								→
1-9) 地域福祉活動 拠点の活用	①地域福祉活動拠点のあり方についての提案書の作 成	新規	○	△	△	△	→					
	②利用者、周辺地域やボランティア等によるセンター運 営協議会(仮称)の実施	充実		○		○						→
	③既存のサービスの見直しと拠点の活用についての検 討	充実	○	△	△	△		→				
	④地域福祉活動センター・ボランティアセンター等の土・ 日開設	充実	○	○	○							→
1-10) 善意銀行の 運用	①善意銀行の活用検討委員会の設置・検討	新規	○					→				
1-11) 赤い羽根共 同募金・歳末たすけ あい募金	①共同募金の有効活用についての検討・見直し	充実	○				→					
	②共同募金委員会の運営・審査委員会の運営	充実	○									→

項目	具体的実施項目	見直し 充実・新規 継続・廃止	担当				年次計画(年度)					
			総務	地域	相談	在宅	24	25	26	27	28	
2 地域の福祉力を高める活動												
2-1) 小地域福祉活動の推進												
2-1)-(1)小地域 ネットワークづくり	①推進組織の機能強化のための地域福祉懇談会や研修会の開催	充実		○								→
	②広域の地域福祉推進協議会(仮称)の立ち上げ準備	新規		○								→
	③広域の地域福祉推進協議会(仮称)の立ち上げ	新規		○								→
	④地域支え合いネットワーク事業の推進(モデル地区の指定)	新規		○	△							→
	⑤小地域福祉活動の手引きの作成	新規		○			→					
2-1)-(2)見守り・ 支え合い活動	①地域福祉懇談会の開催	充実		○								→
	②地域福祉活動啓発講座の開催	充実		○								→
	③地域支え合いネットワーク事業の推進	新規		○	△							→
	④個別支援ネットワーク会議の開催	新規		○	○	○						→
	⑤生活支援活動の先進地研修の実施、情報提供、実施体制・方法の提案	充実		○								→
	⑥地域の関係者や事業者との連携による防火査察の実施	充実		○		△						→
2-1)-(3)つどい・ 交流・活動の場づくり	①地域福祉懇談会においてのつどい・交流・活動の場の提案	継続		○								→
	②サロン活動の支援(立ち上げ支援、活動支援)	継続		○								→
	③地域支え合いネットワーク事業の推進	新規		○	△							→
	④個別支援ネットワーク会議の開催	充実		○	○	○						→
2-1)-(4)人材育 成	①地域福祉懇談会での働きかけ	継続		○								→
	②小地域福祉活動の手引きの作成	新規		○			→					
	③地域リーダー研修会の開催	継続		○								→
	④担い手研修会の開催	充実		○								→
2-2) ボランティア活動の推進(ボランティアセンター)												
2-2)-(1)ボラン ティアネットワークづ くり	①ボランティアセンター運営協議会(仮称)の設置・運営	新規		○								→
	②各関係会議等への積極的参加	新規		○								→
2-2)-(2)ボラン ティア活動者の育 成・支援	①生活支援ボランティア養成講座の開催(音の広報・除雪支援ボランティア養成等)	充実		○								→
	②企業向けボランティア・社会貢献活動への取り組みについての資料の作成と啓発	新規		○								→
	③市民ボランティアコーディネーターの育成	新規		○								→
	④ボランティアセンターの協働運営	新規		○								→
2-2)-(3)活動調 整(コーディネート)・ 情報提供	①ホームページ・ファックス・電子メール等の活用	充実		○								→
	②支援メニューガイドの作成	充実		○								→
2-3)福祉学習・啓 発	①地域福祉懇談会の開催	充実		○								→
	②福祉啓発劇団等による企業での人権研修や福祉学習会の開催	充実		○								→
	③福祉教育連絡会議の開催や学校での福祉学習会の開催	充実		○								→
	④社会福祉協議会の地域福祉活動拠点での体験学習の受け入れ	継続		○	○	○						→
	⑤市内事業者での体験学習等の調整	充実										→
	⑥認知症サポーター養成講座の開催	充実		○								→
2-4)福祉介護人材 育成	①キャラバンメイトの養成	充実		○								→
	②認知症サポーター養成講座の開催	充実		○								→
	③地域福祉推進のための福祉事業者協議会(仮称)の運営	新規		○								→
	④ホームヘルパー2級過程等の他の法人の協力を得て開催	新規		○								→
	⑤養成された人材を市内事業所の介護人材へつなぐ面接会の開催	新規		○								→
	⑥福祉現場での実習受け入れ	継続		○	○	○						→

項目	具体的実施項目	見直し 充実・新規 継続・廃止	担当				年次計画(年度)					
			総務	地域	相談	在宅	24	25	26	27	28	
2-5) プライバシー の尊重・個人情報の 保護と適正な運用	①個人情報の取り扱いの手引きの作成	新規		○			→					
	②研修会等による啓発活動の実施	新規		○								→
3 暮らしを支える活動												
3-1) 権利擁護												
3-1-(1) 自己決定 の支援	①任意後見制度の普及	新規			○							→
	②意思表示するための「暮らし方ノート(仮称)」の作成 と管理・運用方法の確立	新規			○		→					
	③老人クラブや地域福祉懇談会を通じての普及	新規		△	○							→
3-1)-(2) 地域福 祉権利擁護事業	①関係機関等との学習会・連絡会議の開催	新規			○							→
	②市民からの生活支援員の養成	新規			○							→
	③養成された生活支援員による事業展開	新規			○							→
3-1)-(3) 法人後 見事業	①法人後見の実施(後見人・後見監督人)	新規			○							→
	②関係機関等との学習会・連絡会議の開催	新規			○							→
	③監査機能の強化	新規	○									→
3-1)-(4) 成年後 見支援	①成年後見センター(仮称)の受託協議	新規			○		→					
	②成年後見支援センター(仮称)の受託	新規			○							→
	③関係機関等との学習会・連絡会議の開催	新規			○							→
	④後見人等の研修会の開催	継続			○							→
	⑤市民後見人の養成についての検討	新規			○		→					
3-2) 介護保険事業												
3-2)-(1) 通所介 護事業	①認知症対応型デイサービスの実施	充実					-->					→
	②多機能拠点型デイサービスの実施	充実										→
	③重度・特浴対応型デイサービスの実施	充実										→
	④高齢障がい者対応型デイサービスの実施	充実					----->					→
	⑤機能訓練型デイサービスの実施	充実					-->					→
	⑥遠隔地対応型デイサービスの実施	充実										→
	⑦日曜日・年末年始開設する(市内1か所)	新規				○						→
	⑧介護講座等の開催	充実				○						→
3-2)-(1)-①認知 症対応型デイスー ビス(かせの)	①家族・地域・事業者を対象とした介護講座・研修会の 開催	新規		△		○						→
	②地域の懇談会等での具体的ケースを通じた働きかけ	新規		△	△	○						→
	③認知症予防プログラムの確立・地域への提供	新規				○						→
3-2)-(1)-②多機 能拠点型デイスー ビス(はびろ・うかの)	①地域福祉懇談会への参加	新規				○						→
	②他の部署との協働による地域交流事業等の企画・実 施	充実		○		○						→
3-2)-(1)-③重 度・特浴対応型デ イサービス(愛らんど ゆめホール)	①施設・設備の充実	充実				○	----->					→
	②施設・設備に応じた定員の設定	見直し				○	----->					→
	③家族・地域・事業者を対象とした介護講座・研修会の 開催	新規		△		○						→
3-2)-(1)-④高齢 障がい者対応型デ イサービス(のとせ)	①地域福祉懇談会への参加	充実				○						→
	②事業者連絡会議(仮称)の開催	新規		△	△	○						→
3-2)-(1)-⑤機能 訓練重視型デイス ービス(きらめき)	①個別機能訓練プログラムの確立	充実				○	→					
	②サロン等、地域への機能訓練プログラムの提供	新規		△		○						→
3-2)-(1)-⑥遠隔 地対応型デイスー ビス(きたで〜)	①地域福祉懇談会への参加	継続				○						→
	②地域交流事業の実施	継続		○		○						→
	③地元地域との事業拠点のあり方検討	見直し		○		○	→					
3-2)-(2) 訪問介 護事業	①事業所一本化準備	充実				○	→					
	②事業所の一本化による24時間のサービス提供	新規				○						→
	③地域との連携による一人暮らし・認知症高齢者等の 安否見守り活動の実施	充実		△	△	○						→
	④制度外の生活支援ヘルプサービスの企画実施	新規				○						→
3-2)-(3) 訪問入 浴事業	①他の事業者への移行	廃止					→					

項目	具体的実施項目	見直し 充実・新規 継続・廃止	担当				年次計画(年度)					
			総務	地域	相談	在宅	24	25	26	27	28	
3-2)-(4)小規模 多機能型居宅介護 事業	①地域福祉懇談会・各種協議会等への積極的参加	充実				○						→
	②介護講座等の開催	継続		△		○						→
	③小規模多機能型居宅介護事業所の機能のPR(支援事例の明示)	充実				○						→
3-2)-(5)居宅介 護支援事業	①地域福祉懇談会等における具体的ケースを通じての 支え合いネットワークの必要性等の啓発	新規		△	○	△						→
	②ケアマネジメントを通じて利用者・家族に対する地域 支援受け入れの働きかけ	充実		△	○	△						→
3-3) 障がい者福祉サービス												
3-3)-(1) 相談 支援事業	①障がい者相談支援センターの受託に向けた行政との 協議(27年度受託に向けて)	新規									→	
	②職員出向等による相談技術の向上	新規									→	
	③居宅介護支援事業所における障がい者に対する サービス等利用計画等の相談支援事業の検討	新規					→					
3-3)-(2)居宅介 護事業(障がい者ホ ムヘルサービス)	①居宅介護事業所の分離	新規				○						→
	②障がい者居宅介護事業所育成研修会(仮称)の企 画・開催	新規		△	△	○						→
3-3)-(3)障がい 者訪問入浴事業	①他の事業者への移行	廃止					→					
3-3)-(4)就労継 続支援B型(ほおず き作業所)	①売上アップ委員会の充実	見直し				○						→
	②ボランティアの受け入れ・育成	充実				○						→
	③移動販売車による買い物支援事業の検討・実施	充実				○						→
	④障がいのある人の地域雇用の創出の検討	充実				○		→				
	⑤関係機関連絡会議の開催	新規		△	△	○						→
3-3)-(5)地域生 活支援事業	①移動支援事業の実施	継続				○						→
	②日中一時支援事業の検討・実施(高齢障がい者デイ や放課後児童クラブとの併設など)	新規				○						→
3-4)子育て支援	①子育て支援センター等との連携	継続		○								→
	②子育て・孫育てサークルの育成・支援	継続		○								→
	③ファミリーサポートセンター事業の検討	継続		○				→				
3-5)放課後児童ク ラブ	①行政との連携に基づく市内放課後児童クラブ研修計 画の立案と開催	充実										→
	②保護者会との連絡会議の開催	充実										→
3-6)生活福祉資金 貸付制度・一時援護 資金貸付事業	①個別支援ケース会議の開催による適切な償還・自立 支援	充実		△	○							→
	②あり方検討による見直し	見直し			○			→				
3-7) 介護予防事 業	①行政と介護予防事業について検討企画する	充実		○		○		→				
	②福祉活動拠点での介護予防事業の検討・実施	充実		○		○						→
	③介護予防効果のあるサロンのあり方提案・支援	充実		○		○						→
3-8)その他の生活 支援	①車両貸し出し事業の検討・実施	新規		○								→
	②外出支援事業の充実(事業者育成・ボランティア育 成・車両貸し出し事業の活用等)	充実		○								→
	③制度外のヘルプサービスの実施	新規				○						→
	④24時間預かり(なじみ安心事業・緊急預かり事業)の 実施	継続				○						→
	⑤日中一時支援事業の検討・実施	新規				○						→
4 災害に強いまちづくり活動												
4-1)災害支援体制 の構築	①地域福祉推進のための福祉事業者協議会(仮称)に よる協議	新規		○								→
	②「要援護者管理システム」を活用した情報の一元化と 共有	新規		○	△							→
	③サービス事業ごとの災害時対応マニュアルの作成	充実	○		○	○		→				
4-2)小地域におけ る災害対策支援	①地域福祉懇談会・研修会の開催	充実		○								→
	②「要援護者管理システム」を活用した管理・共有・更新 の支援	新規		○	△							→
	③福祉マップの作成支援	充実		○								→
	④ボランティア等による豪雪時除雪支援事業の実施	新規		○								→
	⑤事業を通じての要援護者登録の働きかけ	新規		○	○	○						→

項目	具体的実施項目	見直し 充実・新規 継続・廃止	担当				年次計画(年度)					
			総務	地域	相談	在宅	24	25	26	27	28	
4-3)災害ボランティアセンターの設置運営	①災害時支援の連携構築(ボランティアセンター運営協議会での協議)	新規	○									→
	②運営サポーター養成講座の開催	新規	○									→
	③設置・運営訓練の実施	充実	○									→
	④運営マニュアルの見直し・点検	充実	○									→
5 推進体制の充実・強化												
5-1)会費・会員制度の見直し	①会員・会費制度検討委員会の設置	新規	○					→				
	②会員・会費制度の見直し実施	見直し	○									
	③会費・会員制度についての分かりやすいパンフレットの作成	充実	○						→			
5-2)評議員会・理事会の機能強化	①役員研修の実施	充実	○									→
	②理事会・委員会の定例開催	充実	○									→
	③会員・会費制度の見直しに伴う役員選任のあり方検討	見直し	○					→				
	④担当理事制の検討	新規	○						→			
5-3)情報公開・監査機能の充実	①情報公開規程の整備	新規	○					→				
	②ホームページ等での公開・窓口での閲覧	充実	○									→
	③内部けん制体制の確立	新規	○									→
	④外部監査の検討	充実	○						→			
5-4)事務局体制の強化	①組織体制の見直し	充実	○									→
	②正規職員定数に基づく人事管理	充実	○									→
	③採用計画に基づく計画的な人材確保	充実	○									→
	④チーム制やプロジェクト制による横断的な事業企画実施	充実	○	○	○	○	○					→
5-5)財政の健全化	①会費・会員制度あり方検討会の設置	見直し	○					→				
	②事務・事業経費の洗い出しによる、法人運営経費にかかる会費やその他の財源の適正化	充実	○									→
	③事業ごとのスポンサーの発掘	新規	○									→
	④善意銀行の活用検討委員会の設置	新規	○						→			
	⑤法人運営費・事業費の適切な補助・受託費の整理と要望	充実	○									→
	⑥財源充当の明確化を図るための会計区分の見直し検討	見直し	○						→			
5-6)各種積立金の適正化	①経営安定化基金の適正額の設定	見直し	○									→
	②事業開発積立金の設定	新規	○									→
	③施設整備のための積立	新規	○									→
	④車輛購入のための積立	新規	○									→
5-7)人材育成・活用システムの確立												
5-7)-(1)研修制度の充実	①研修体系の確立	充実	○					→				
	②研修報告会等の設定	充実	○									→
	③自主研修グループ支援の確立	充実	○					→				
5-7)-(2)評価制度の確立	①業務目標管理制度の充実	充実	○									→
	②職務表の作成	充実	○					→				
	③人事考課表の作成	新規	○					→				
	④人事考課制度の実施	新規	○									→
5-7)-(3)処遇制度の確立	①給与の見直し	見直し	○					→				
	②各種手当見直し	見直し	○					→				
	③賞与算定基準の見直し	見直し	○					→				
	④昇格・昇級等の見直し	見直し	○					→				
	⑤職務表の見直し	見直し	○					→				
	⑥休日数の見直し	見直し	○					→				
	⑦研修・評価・処遇の連動・実施	充実	○									→
6 事業評価・進捗管理												
6 事業評価・進捗管理	①あり方検討委員会の設置・進捗管理	新規	○									→
	②地域福祉計画策定への参画	新規	○	○	○	○	○					→
	③地域福祉活動推進計画に基づく単年度事業計画の立案・実施	新規	○	○	○	○	○					→

V 参考資料

1 社会福祉協議会を取り巻く環境とあり方に関する考察

1) 社会福祉協議会を取り巻く環境

(1) 社会福祉基礎構造改革

平成12年、国においては「社会福祉基礎構造改革」として、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するため、昭和26年以降、初めて大きな改正が行われ、「個人が尊厳をもってその人らしい自立した生活が送れるよう支える」という社会福祉の理念に基づいて介護保険制度の施行や成年後見制度の導入、規制緩和の実施や地方分権などがすすめられた。

具体的改革の方向として、①個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立、②質の高い福祉サービスの拡充、③地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実が示された。

【社会福祉法第3条】(福祉サービスの基本的理念)

福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

【社会福祉法第4条】(地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

【社会福祉法第5条】(福祉サービスの提供の原則)

社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

【社会福祉法第109条】（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、1又は2以上の区（地方自治法第252条の20に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第1項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第1項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の5分の1を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(2)「新しい公共」宣言

平成22年、「新しい公共」円卓会議は、「新しい公共」宣言を発表した。

【要点】

- ◇「新しい公共」とは、「支え合いと活気のある社会」をつくるための当事者たちの「協働の場」である。そこでは、「国民、市民団体や地域組織」、「企業」、「政府」等が、一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働する。
- ◇「新しい公共」の主役は、国民である。国民自身が、当事者として、自分たちこそが社会をつくる主体であるという気持ちを新たにし、一人ひとりが日常的な場面でお互いを気遣い、人の役に立ちたいという気持ちで、それぞれができることをすることが「新しい公共」の基本だ。一人では到底解決できないような大きな社会問題は多いが、大きな問題だからこそ一人ひとりの気持ちと身近なことを自分から進んで行動することが大事なのだ。
- ◇企業も「新しい公共」の重要な担い手である。企業は、社会から受け入れられることで市場を通して利益を上げるとともに、持続可能な社会の構築に貢献することにより「経済的リターン」と「社会的リターン」の両方を実現することが可能はずだ。しかし、昨今のグローバル経済システムは、利潤をあげることのみが目的化し、短期的利益を過度に求める風潮が強まり、その行き過ぎの結果、「経済的リターン」と「社会的リターン」を同時に生み出すことができない状況も起こっている。
「新しい公共」を考えることは、資本主義のあり方を見直す機会でもある。一方、NPOや社会的課題を解決するためにビジネスの手法を適用して活動する事業体が継続的な活動を行える仕組みをつくることは、よりより社会を構築するための多様性を確保するという視点から重要である。
- ◇「新しい公共」を実現するには、公共への政府の関わり方、政府と国民の関係のあり方を大胆に見直すことが必要である。政府は、思い切った制度改革や運用方法の見直し等を通じて、これまで政府が独占してきた領域を「新しい公共」に開き、「国民が決める社会」を作る。
- ◇「新しい公共」がつくりだす社会は、すべての人に居場所と出番があり、皆が人に役立つことの喜びを大切にする社会であるとともに、その中から、様々な新しいサービス市場が興り、活発な経済活動が展開され、その果実が社会に適正に戻ってくることで、ひとびとの生活が潤うという、よい循環の中で発展する社会である。さらに、つながりの中で新しい発想による社会のイノベーションな起こり、「新しい成長」が可能となるであろう。

(3) これからの地域福祉のあり方に関する研究会 報告書

地域における「新たな支え合い」を求めて

－住民と行政の協働による新しい福祉－（概要から一部抜粋）

①現状認識と課題設定

◇社会の変化

- 少子高齢化の進行と従来の安心のシステムの変容
- 地域社会の変化
- 近年の福祉施策の方向性
- 医療制度改革の動向

◇地域における多様な福祉課題

- 公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題
- 公的な福祉サービスによる総合的な対応が不十分であることから生じる問題
- 社会的排除の対象となりやすい者や少数者、低所得の問題
- 「地域移行」という要請

◇地域で求められていること

- 安心、安全の確立
- 次世代を育む場としての地域

◇住民の自己実現意欲の高まり

◇これからの福祉施策における地域福祉の位置付け

- 現行の仕組みでは対応しきれていない多様な生活課題に対応するため、地域福祉をこれからの福祉施策に位置付けることが必要。これは、住民の自己実現意欲にも応えるもの。

②地域福祉の意義と役割

◇地域における「新たな支え合い」（共助）を確立

◇地域で求められる支え合いの姿

◇地域の生活課題に対応する

- 幅の広い福祉概念
- 方法や対象をあらかじめ限定せず生活課題に対応する
- 予防、早期発見、早期対応

◇住民が主体となり参加する場

◇ネットワークで受け止める

- 近隣の関係
- 地縁団体と機能的団体の関係
- 行政や事業者・専門家と住民との関係

◇地域社会再生の軸としての福祉

③地域福祉を推進するために必要な条件とその整備方策

◇住民主体を確保する条件があること

◇地域の生活課題発見のための方策があること

◇適切な圏域を単位としていること

◇地域福祉を推進するための環境

○情報の共有

○活動の拠点

○地域福祉のコーディネーター

○活動資金

○核となる人材

○市町村の役割

○総合的なコミュニティ施策の必要性

○公的な福祉サービス提供と地域福祉活動の基盤整備

④留意すべき事項

◇多様性を認め、画一化しない

◇地域がもっている負の側面

◇個人情報の取扱い

⑤既存施策の見直しについて

◇検証と見直しの観点

○住民主体を進める。

○「新しい支援」の概念に立つ。

○これからの地域福祉を進める条件に適合する。

◇地域福祉計画

◇民生委員

○福祉委員等との役割分担の明確化、住民とともに活動しやすい環境の整備をすべきではないか。

◇ボランティア活動

○自己実現意欲を充足し、社会に新たな支え合いを実現するというボランティアの意義を再確認することが必要ではないか。

○住民たちが日頃の近所づきあいの中で行っている活動もボランティア活動であることを、明確にすべきではないか。

○ボランティアセンターのマッチング機能強化、コーディネーター配置推進も必要ではないか。

○住民による地域福祉活動を支援する団体として位置付けるべきではないか。

◇社会福祉協議会

○新しい地域福祉推進に役立つ組織として、住民主体となる方向で、機能、組織を見直すべきではないか。

◇福祉サービス利用援助事業

○判断能力が不十分でサービス利用の能力に欠ける者を支援する事業であり、身近な住民によって発見されたニーズがつながることが重要ではないか。

○住民の地域福祉活動を支援する事業として、より積極的に活用されるよう見直

すべきではないか。

◇生活福祉資金貸付制度

○低所得者への経済的支援策であり、地域福祉のツールとして明確に位置付ける必要があるのではないか。

◇共同募金

○地域福祉の観点からは、地域福祉活動の自主財源であることを明確にし、寄付金は、集めた住民が自らの地域福祉活動のために使用することを基本とすべきではないか。

(4) 地域包括ケア研究会 報告書 ～今後の検討のための論点整理～ (一部抜粋)

①今後の施策の方向性 ～地域包括ケアシステムの構築に向けて～

◇2025年に向けて、増加する費用を納得して負担できるよう、個々人の尊厳を守りつつ、利用者のニーズを満たせるような制度を構築していくことが必要である。

◇多くの人は、要介護状態等になっても、可能な限り、住み慣れた地域や自宅で生活し続け、人生最期のときまで自分らしく生きることを望んでいる。この研究会で提唱する「地域包括ケアシステム」は、おおむね30分以内に駆けつけられる圏域で、個々人のニーズに応じて、医療・介護等の様々なサービスが適切に提供できるような地域での体制である。こうした地域包括ケアシステムが構築されれば、人生最期のときまで自分らしく生きていける。

◇したがって、2025年に向けては、各地域に、地域包括ケアシステムを構築していくことを目指すべきである。そして、地域包括ケアシステムの構築という観点から、サービス・人材・介護報酬・介護保険制度等について、必要な見直しを行っていかねばならない。

◇2005年の介護保険制度改革においては、地域包括支援センターの創設、ケア付き居住施設の充実等の居住系サービスの充実、新予防給付・介護予防事業の創設、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの創設、食費・居住費の見直し等、地域包括ケアに関連する改革が行われた。2025年に向けては、これらの改革の成果を検証しながら、地域包括ケアシステムの普遍化という観点から、この改革を進展させていくことが必要である。

◇地域内には、介護保険関連サービス（共助）だけでなく、医療保険関連サービス（共助）、住民主体のサービスやボランティア活動（互助）等、数多くの資源が存在している。地域包括支援センター等が創設されたものの、地域におけるこれらの資源は未だに断片化されており、有機的に連動して提供されているとは言えない状態にある。2025年に向けては、住民の生活を支援するという視点をより強め、互助・共助に関わる多様なサービスを有機的に連動して提供していくための方法と、そのためのシステム構築を検討していくべきである。

◇また、利用者に最適なサービスを切れ目無く提供するという観点に立って、医療・介護等の各種サービスの連携をより一層推進することを目的として、制度横断的

な改革を検討していくことが必要である。

- ◇一方、この地域包括ケアシステムは、全国一律の画一的なシステムではなく、地域ごとの特性に応じて構築されるべきシステムである。したがって、2025年に向けては、地域の自主性・主体性に基づく政策判断をより許容できるように、各種制度の見直しを行うことが必要となる。

②地域包括ケアシステム

◇地域包括ケアシステムの在り方

○地域包括ケアシステムの定義

地域包括ケアシステムは、「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制」と定義してはどうか。

その際、地域包括ケア圏域については、「おおむね30分以内に駆けつけられる圏域」を理想的な圏域として定義し、具体的には、中学校区を基本とすることとしてはどうか。

○住民・利用者の視点からみた地域包括ケアシステムのイメージ

地域包括ケアにおいては、地域の住民が、住居の種別を問わず、生活における不安や危険に対して、自らの選択に基づき、おおむね30分以内に生活上の安全・安心・健康を確保するサービスや対応が提供され、また、サービスが24時間365日を通じて提供されることが理想となる。

◇地域包括ケアを提供するための前提

- 自助・互助・共助・公助の役割分担の確立
- 地域性の尊重と計画の在り方
- 地域包括支援センター（コーディネート主体）の役割の拡張と明確化
- ケアマネジメント
- 利用者の選択と権利の保障
- 質の評価・監査・監視

③地域包括ケアシステムを支えるサービス

◇基盤となるサービス

- 個人の選択と権利を保障するためのサービス
- 住宅に係るサービス

◇ケアサービス

- 介護サービス
 - ・サービス体系
 - ・外部サービスの利用
 - ・サービスの量の確保
 - ・居住環境の整備
 - ・認知症を有する者に対するサービス

- 予防サービス
- リハビリテーションサービス
- 訪問診療等のサービス
- ◇地域住民によるサービス
 - 地域住民による見守り等
 - 地域包括ケアにおけるサービス選択のための仕組み

④地域包括ケアシステムを支える人材

- ◇介護職員の確保、専門性の向上
- ◇専門職の教育・研修等
- ◇地域包括ケアのマネジメント
- ◇住民の主体的な参加と学習

⑤地域包括ケアシステムを支える介護報酬・地域サービスの評価

- ◇居宅・施設を通じた介護報酬の見直し
- ◇サービスの質に着目した介護報酬体系
- ◇地域サービスの評価

⑥地域包括ケアシステムを支える介護保険制度

2) 社会福祉協議会のあり方に関する考察

○このように、今後の地域福祉推進には、市民・企業等の積極的参加が求められている。

その中で、社会福祉協議会については、社会福祉法に明示された責務を認識し、その役割を果たす必要がある。

○地域福祉が今後の社会福祉の主流となった中で、社会福祉協議会は、中間支援組織としての位置付けを理解し、非営利の民間団体としての特色を踏まえ、先駆性、柔軟性、開拓性を活かし、市民や各種団体の協力を得ながらコミュニティワーク（地域支援活動）を展開することで地域の福祉力を高めることにより誰もが必要な時に必要な支援を受けられる仕組みを作ることが本来の業務であることを再度自覚しなければならない。

○法の定めにあるように、社会福祉協議会は、市民をはじめ福祉関係者の参画によって成立している。そのことから、社会福祉協議会が、民間事業所と同じ土俵で競争することがないきわめて特殊性のある社会福祉法人であると言える。

○社会福祉協議会は、事業団ではない。福祉事業をモデル的先駆的に実践・検証しながら、事業を通じて地域とのつながりを深め、そこで得られた地域ニーズを踏まえて地域福祉の仕組みづくりにいかしていく。また、地域福祉の人的ネットワーク力という他の事業所にはない圧倒的な強みを生かして先駆的・モデル的に福祉事業を行い、それを普遍化し、地域の担い手に移行していくことで地域に還元する。このように事業サイクルを常に繰り返すことで地域の福祉力を高める。

○介護保険事業等については、制度発足当初は、措置制度からの移行を受け、サービスの中心的な担い手であったが、10年が経過した現在では、他の事業所により質・量ともに安定的なサービス提供がなされていれば、社会福祉協議会が担う必然性は低いと考える。

○しかし、今後の地域福祉推進において社会福祉協議会が地域包括ケアシステムのマネジメントの中心を担うためには、自ら先駆的・モデル的サービスを実践し、検証していくことが必要であり、一定のサービス事業所を経営していくことが市民にとって有益である。

○また、介護保険事業自体に地域福祉推進の一端を担うことが求められ、介護保険事業者の地域福祉推進への積極的参加や協働を呼び掛ける役割を担うことが求められる。

○委託事業に関しては、社会福祉協議会の使命に基づく社会福祉協議会が担うべき業務であること、あるいは、その質・量とも安定的に担うことができる事業体がない事業について受託の検討を行う。

○一方、先駆的モデル的に福祉事業を実施する上でも、社会福祉協議会自らが事業者として事業の経営に責任を取らなければならない。また、社会福祉法上に法人経営の責務が規定され、より役員の経営責務が強調されていることから、事業の経営責任が取れる組織体制の検討が必要になっている。

○特定の問題の解決だけを目的にしていない。地域社会の解決すべき問題（制度の間の問題、潜在化している問題、新しい問題）を発見し、地域住民の参加・協力を得て解決に取り組む。

○行政や専門機関任せにしない。住民の自主的活動や共同事業、サービスを組織し、

問題解決や予防、福祉増進に取り組む。

- 必要があれば、関係者の声をまとめ、社会に働きかけ、社会福祉の制度、サービスの創設や改善を図る。
- 協働・ネットワークの推進を図る。
- 社会福祉への住民参加、ボランティア活動の推進を図る。
- 「住民を中心として構成する福祉組織」と「地域福祉専門機関としての事務局」の混合体。
- これら混合体である社会福祉協議会経営は、高度な経営力が問われる。
- 社会福祉協議会の組織基盤は「小地域福祉推進組織」
- 介護保険制度における社会福祉協議会の功績
 - ・民間参入のない地域でのサービス安定
 - ・介護保険財源の自治体内循環
- 開発機能の発揮が求められる。(地域開発・サービス開発・システム開発)
- わが市の福祉をよくするためのお金を出しあおうという福祉の土壌づくり
- ①地域福祉の基本的な事項を定める、②市民・行政・社会福祉協議会・事業者等の役割を明確化する、③地域福祉推進の仕組みを制度化する、などを定めた条例制定することが、地域福祉を継続的に推進するために有効な手段となる。

【参考】市区町村社会福祉協議会経営指針（全国社会福祉協議会・地域福祉推進委員会）

市区町村社会福祉協議会の使命・経営理念

＜使命＞

市区町村社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とする。

＜経営理念＞

市区町村社会福祉協議会は、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開する。

- ①住民参加・協働による福祉社会の実現
- ②地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- ③地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- ④地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

＜組織運営方針＞

市区町村社会福祉協議会は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命と経営理念を実現するために、以下により組織運営を行う。

- ①地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たす。
- ②事業の展開にあたって、住民参加を徹底する。
- ③事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行う。
- ④全ての役職員は高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

テーマ ①地域(人)とのつながり

要因・背景	問題・課題	取り組むべき課題		目次の項目	
・個人の性格 ・過疎化 ・若者が家を継ぐということがほとんどなく、老人だけの家が増加 ・一人暮らし ・共働き ・時間に追われて余裕のない暮らし ・重度の要介護者の増加・老老介護の増加 ・介護保険で補えない部分がある ・忙しいからつながりがない ・人との交流やつながりが少ない、希薄になってきた ・各家庭が孤立していて連帯感がない。「向こう三軒両隣」意識が必要 ・助け合い、励まし合える地域のコミュニティの崩壊が進んでいる ・個人主義の行きすぎによりつながりの希薄化 ・世代間の意識のズレがある ・付き合いも負担	・高齢者が閉じこもりになりがち ・高齢者の孤立 ・サロンに参加出来ない ・高齢になってから集える場が欲しい ・友達が欲しい、しゃべり相手が欲しい ・中年独身者の交流する場がない ・施設と地域のつながりがない ・障がい者同士、障がい者と健常者とのつながりがない ・高齢者でも参加できる場所があればいい ・青少年の健全育成への取り組み ・年代の違う子ども同士の関わり合いが少ない ・乳幼児から高齢者まで一緒に活動し、楽しい時間を共有することが無い（何時でも気軽に立ち寄れる場がない） ・介護のため、自分自身の交流の場が減ってしまった（行きたい所に行けない） ・なかなか地域の人との交流がもてない ・近所の交流がほとんどなく、子どもの・友達ができない ・老々世帯や独居世帯への地域へのつながりが少ない ・知り合いがいなくて、頼る人がいない ・新興住宅地なので隣近所とのつながりがない ・若い人（仕事を持っている人）が中心でまとまりや社会参加が弱い ・絆の衰え ・家庭の崩壊 ・伝統行事の衰退 ・子どもにとって、ふるさと意識が薄い	○つながりたいけど、つながりにくい	○つながる場づくり ○介護負担の軽減	・地域による子育ての協力 ・地域や自治会での交流会等開催（イベント） ・普段の生活の中での関係づくり ・身近な所で集える場所が必要 ・障害者同士の交流や健常者と・交流の場が必要 ・サロンの復活 ・世代間交流の場が必要 ・地域にとけこめるような活動やイベント	1-1)ニーズ・社会資源の把握 1-2)情報提供・提言 1-9)地域福祉活動拠点の活用 2-1)-(2)見守り・支え合い活動 2-1)-(3)つどい・交流・活動の場づくり 2-1)-(4)人材育成 2-2)-(2)ボランティア活動者の育成・支援 2-3)福祉学習・啓発 3-3)-(4)就労継続支援B型事業 3-3)-(5)地域生活支援事業 3-4)子育て支援
		○つながりを好まない・求めない	○つながることの大切さを伝える ○孤立している人をほっとかない	・地域の行事に参加していただける様働きかけが必要 ・自分の事として考えられるよう、意識づけをする機会を持つ（私の暮らし方ノートなど） ・台帳の作成により把握 ・民生委員等との連携による状況把握	1-1)ニーズ・社会資源の把握 1-2)情報提供・提言 1-4)相談支援窓口 1-5)広報・情報発信 1-7)当事者団体活動支援 2-2)-(2)ボランティア活動者の育成・支援 2-3)福祉学習・啓発 2-4)福祉介護人材育成 3-1)-(2)地域福祉権利擁護事業 3-1)-(3)法人後見事業 3-1)-(4)成年後見支援 3-2)-(1)通所介護事業 3-2)-(2)訪問介護事業 3-2)-(3)訪問入浴事業 3-2)-(4)小規模多機能型居宅介護事業 3-2)-(5)居宅介護支援事業 3-3)-(1)相談支援事業 3-3)-(2)居宅介護事業（障がい者ホームヘルプサービス） 3-3)-(3)障がい者訪問入浴事業 3-3)-(5)地域生活支援事業 1-5)広報・情報発信 2-1)-(3)つどい・交流・活動の場づくり 2-3)福祉学習・啓発 3-1)-(1)自己決定の支援 4-2)小地域における災害対策支援 1-1)ニーズ・社会資源の把握 1-2)情報提供・提言 1-5)広報・情報発信 2-1)-(1)小地域ネットワークづくり 2-1)-(2)見守り・支え合い活動 2-1)-(4)人材育成 2-2)-(2)ボランティア活動者の育成・支援 3-1)-(2)地域福祉権利擁護事業 3-1)-(3)法人後見事業 3-1)-(4)成年後見支援 3-2)-(2)訪問介護事業 3-2)-(5)居宅介護支援事業 3-3)-(4)就労継続支援B型事業 4-2)小地域における災害対策支援

テーマ ②安心安全なまちづくり(災害含む)

要因・背景	問題・課題	取り組むべき課題	目次の項目		
日中は高齢者のみの地域が多く、災害時の対応が難しい	・子どもだけで遊ばせるのが不安、遊べる場所が無い(登下校が不安) ・電灯が少ないので、夜が暗く、危険 ・留守宅が多いため、防犯等に問題 ・空き家が増えてきた ・違法駐車・路上駐車・緊急車両の妨げ ・「災害時に一人も見逃さない運動」の要援護者の情報や、支援の取り組みが進んでいない ・災害時に高齢者や障がい者を支援できる体制が無い ・自主防災組織が無い ・災害時には、取り残される心配がある(災害時が不安) ・一人暮らしの状況がつかめていない ・見守りの連携不足 ・子どものSOSに気づかない(孤独・いじめ) ・必要な人に必要な情報が届いていない ・家族の介護力の低下(介護負担の増) ・バリアフリーになっていないため、活動に制限がある	○災害に対する取り組みが不十分	2-1)-(1)小地域ネットワークづくり 2-1)-(2)見守り・支え合い活動 2-2)-(3)活動調整(コーディネート) ・情報提供 2-3)福祉学習・啓発 2-5)プライバシーの尊重・個人情報の保護と適正な運用 3-1)-(2)地域福祉権利擁護事業 3-2)-(1)通所介護事業 3-2)-(2)訪問介護事業 3-2)-(3)訪問入浴事業 3-2)-(4)小規模多機能型居宅介護事業 3-2)-(5)居宅介護支援事業 3-3)-(1)相談支援事業 3-3)-(2)居宅介護事業 (障がい者ホームヘルプサービス) 3-3)-(3)障がい者訪問入浴事業 3-3)-(4)就労継続支援B型事業 3-3)-(5)地域生活支援事業 4-1)災害支援体制の構築 4-2)小地域における災害対策支援 4-3)災害ボランティアセンターの設置運営		
		○減災意識の醸成	・個々人での対策の推進 ・助けられ上手の育成 ・ほっとかない	2-3)福祉学習・啓発 4-1)災害支援体制の構築 4-2)小地域における災害対策支援	
		○犯罪や事故への不安	○治安の向上ための取組	・子どもの安全な登下校や遊び場の確保 ・空家・空き地の活用	1-1)ニーズ・社会資源の把握 1-2)情報提供・提言 1-5)広報・情報発信 2-1)-(2)見守り・支え合い活動 2-1)-(3)つどい・交流・活動の場づくり 2-3)福祉学習・啓発
		○SOSに気づけない	○SOSに気づける意識啓発		1-5)広報・情報発信 2-1)-(1)小地域ネットワークづくり 2-1)-(2)見守り・支え合い活動 2-1)-(4)人材育成 2-2)-(2)ボランティア活動者の育成・支援 2-3)福祉学習・啓発 4-2)小地域における災害対策支援
		○SOSを発せられる環境づくり	1-4)相談支援窓口 1-5)広報・情報発信 2-1)-(2)見守り・支え合い活動 3-3)-(1)相談支援事業 4-1)災害支援体制の構築 4-2)小地域における災害対策支援		

テーマ ③日常生活の不安・困りごと

要因・背景	問題・課題	取り組むべき課題	目次の項目		
・介護の大変さが理解されていないので、総出などへの配慮ができない ・交通の不便さ(移動手段がない)により、通院や買い物ができない ・近所に商店がなく、買い物できない ・地域福祉権利擁護事業の普及が進んでいない ・成年後見制度の普及が進んでいない ・障がい者や高齢者がITについていけない ・身近な地域の支援体制、見守りができない ・核家族のため、子どもの面倒を見てもらえる人がいない ・職場での介護休暇が取りにくい ・悩みや愚痴のはけ口がない ・家族の介護観が共有されていない	・介護者を置いて村の行事にでられない ・字の行事などが重なった時、一人では大変(ひとり親) ・相談・助けを求める相手がいない ・日常生活の中で、ちょっとしたことをして欲しい時に、なかなか頼めない ・買い物出来ない高齢者の増加 ・車に乗れなくなった時、通院・買物などが心配 ・近隣の小売店の減少 ・高齢者が一人で本を借りに行けない ・自宅からゴミ捨て場所までが遠く、高齢になり転倒が怖い(☆郵便物の投函にも行けない) ・高齢のため、草むしりや力仕事ができなくなってきた(☆体力の低下により、ゴミ出しや除雪ができない) ・福祉サービスの使い方がわからない ・制度サービスの理解の不足 ・どこに相談に行ったらよいかわからない ・各種申請書や手続きが複雑で書けない ・合併で市が大きくなって、行くのが大変 ・一人暮らしなので家の修理はどこへ頼めば良いかわからない ・障がいがあると、情報が取り入れにくい。情報から孤立している ・郵便物や回覧物を確認することができず、情報が取り入れにくい ・役所の書類を提出(取り寄せ)できない ・金銭や書類等の管理ができない ・高齢で屋根の雪下ろしが自分で出来なくなった(経済的な負担も含む) ・体が動けなくなったら・・・、認知症になったら・・・不安 ・自分が病気になったり、入院することになったら子どもはどうなるのか不安 ・親亡き後の、将来が安心して生活できる場所(グループホーム等)を増やして欲しい ・家族に介護してもらえなくなった時が不安 ・親亡き後、障がいの子どもがどうなるのか心配 ・子育てに悩み、自信をなくしている親が増えている。子どもも多忙で、犠牲になっているケースもある ・障がいのある子どもを一人にできない、思うように出られない、自分の時間がない。 ・多動がひどく、長期休みの時がとて大変。特に食事の支度が大変 ・障がいのため、家族やボランティアがいないと外出できない ・障がい児がいつでも気兼ねなく利用できる施設が欲しい(余暇活動の充実) ・障がい児を預けられる所が少なく、急なことに対応されにくい ・障がい者の働く場が無い ・子どもの障がいのことを相談する場所が少ない ・障がいの方の作業の場・量が減少、外出の場・手段が無い	○必要な情報が得られない ○相談・助けを求める相手がいない ○相談・助けを求めない ○介護・障がい・子育てに理解が不十分 ○サービスが不十分	○わかりやすい表現で提供する(言葉・音・文字・世代) ○情報を得やすい手段・場所を整備する(自助グループなど) ○情報の提供者を育成する ○支援者の育成 ○情報提供 ○啓発活動・受援者の育成 ○ほっとかない ○啓発活動 ○サービスの充実 ・子育て支援 ・買い物支援 ・金銭管理・手続き ・除雪 ・介護者支援 ・支援者のネットワーク ・介護保険外の実費サービス	・生活支援ボランティアの育成 ・関係機関との連携 ・広報 ・研修 ・交流 ・説明と同意 ・後見制度を使いやすくする ・話し相手を見つけるコーディネート ・後見制度活用のための連携の場作り ・ボランティア支援機関がつながる場を作る(会議) ・ボランティア以外の事業についても関連機関がつながる場を作る ・相談先との連携強化 ・相談員のスキルアップ	1-5)広報・情報発信 2-2)-(2)ボランティア活動者の育成・支援 2-3)福祉学習・啓発 1-5)広報・情報発信 1-7)当事者団体活動支援 2-1)-(2)見守り・支え合い活動 1-3)ネットワークの構築 1-5)広報・情報発信 2-1)-(2)見守り・支え合い活動 2-1)-(4)人材育成 2-2)-(2)ボランティア活動者の育成・支援 2-3)福祉学習・啓発 2-4)福祉介護人材育成 2-1)-(1)小地域ネットワークづくり 2-1)-(2)見守り・支え合い活動 2-1)-(4)人材育成 2-2)-(2)ボランティア活動者の育成・支援 2-3)福祉学習・啓発 1-1)ニーズ・社会資源の把握 1-5)広報・情報発信 1-7)当事者団体活動支援 2-3)福祉学習・啓発 1-1)ニーズ・社会資源の把握 1-4)相談支援窓口 2-1)-(2)見守り・支え合い活動 2-2)-(2)ボランティア活動者の育成・支援 4-2)小地域における災害対策支援 1-5)広報・情報発信 2-1)-(3)つどい・交流・活動の場づくり 2-3)福祉学習・啓発 3-2)-(1)通所介護事業 3-2)-(4)小規模多機能型居宅介護事業 3-3)-(4)就労継続支援B型事業 1-1)ニーズ・社会資源の把握 1-3)ネットワークの構築 1-4)相談支援窓口 2-1)-(1)小地域ネットワークづくり 2-1)-(2)見守り・支え合い活動 2-1)-(3)つどい・交流・活動の場づくり 2-2)-(1)ボランティアネットワークづくり 2-2)-(2)ボランティア活動者の育成・支援 2-2)-(3)活動調整(コーディネート) 2-3)福祉学習・啓発 3-1)-(2)地域福祉権利擁護事業 3-1)-(3)法人後見事業 3-1)-(4)成年後見支援 3-2)-(2)訪問介護事業

・小さな子どもを連れて一人で買い物に行けない ・小さな子どもを抱えながら働ける環境が整っていない ・介護が大変 (仕事と介護の両立が困難) (村の行事に参加できない、負担である) (経済的な負担を伴う) (介護者の精神面での支えが必要) (認知症等に対する周囲の理解不足がある。周囲と介護者の共有ができていない) (いつまで介護が続くのか、期間が無い(先が見えない)) (介護している中、自分の具合の悪い時に困る、自分の健康のことが不安) ・高齢者世帯に人的、経済的負担・不安の課題がある ・家族支援が困難な高齢者の増加と、対応できるサービスの不足 ・福祉サービスに対する抵抗感がある ・適切な介護が受けられない ・介護認定の対象とならない高齢者の利用システムの不足 ・本人が望む適切な介護が受けられない状況がある(虐待を含む) ・景気が悪化し、保険未加入のため、子どもの健康が維持できなくなる ・働く場所が無い ・働く場がなく経済的に困窮し、借金が増える ・衛生管理ができないために、本人や周囲に様々な影響が出ている ・全てに援助が必要であるが援助者がいない ・車イスが利用できない施設等があり不便 ・市役所は土日が休みなので、その時に対応に困ることがある ・市の指定管理になり、地域密着事業が減少している ・プライバシーが守られない ・学童クラブの定員オーバー ・老人ホームの不足 ・施設に専門職の確保、人手不足 ・社協との連携不足	○困りごとを困りごとと思えない ○虐待により人権が侵害されている	○ほっとかない ○啓発活動 ・困りごとを困りごとと認識して ○虐待を発見し通報する体制づくり ○虐待をする人・される人への支援体制づくり	・啓発活動	3-3)-(2)居宅介護事業 (障がい者ホームヘルプサービス) 3-3)-(4)就労継続支援B型事業 3-4)子育て支援 3-6)生活福祉資金貸付制度・一時保護資金貸付事業 3-7)介護予防事業 3-8)その他の生活支援 1-3)ネットワークの構築 2-1)-(2)見守り・支え合い活動 2-2)-(2)ボランティア活動者の育成・支援 2-3)福祉学習・啓発 4-2)小地域における災害対策支援 2-3)福祉学習・啓発 1-3)ネットワークの構築 1-4)相談支援窓口 2-1)-(2)見守り・支え合い活動 2-2)-(2)ボランティア活動者の育成・支援 2-3)福祉学習・啓発 3-2)-(1)通所介護事業 3-2)-(2)訪問介護事業 3-2)-(3)訪問入浴事業 3-2)-(4)小規模多機能型居宅介護事業 3-2)-(5)居宅介護支援事業 3-3)-(1)相談支援事業 3-3)-(2)居宅介護事業 (障がい者ホームヘルプサービス) 3-3)-(3)障がい者訪問入浴事業 3-3)-(4)就労継続支援B型事業 3-3)-(5)地域生活支援事業 3-4)子育て支援 4-2)小地域における災害対策支援 1-3)ネットワークの構築 1-4)相談支援窓口 1-7)当事者団体活動支援 2-1)-(2)見守り・支え合い活動 2-1)-(3)つどい・交流・活動の場づくり 2-2)-(2)ボランティア活動者の育成・支援 2-3)福祉学習・啓発 3-1)-(2)地域福祉権利擁護事業 3-1)-(3)法人後見事業 3-1)-(4)成年後見支援 3-2)-(1)通所介護事業 3-2)-(2)訪問介護事業 3-2)-(3)訪問入浴事業 3-2)-(4)小規模多機能型居宅介護事業 3-2)-(5)居宅介護支援事業 3-3)-(1)相談支援事業 3-3)-(2)居宅介護事業 (障がい者ホームヘルプサービス) 3-3)-(3)障がい者訪問入浴事業 3-3)-(4)就労継続支援B型事業 3-3)-(5)地域生活支援事業 3-4)子育て支援
--	--	--	--------------	---

要因・背景	問題・課題	取り組むべき課題	目次の項目	
・障がいのことに関して、地域の人々の理解があまりなく、偏見を持っている人もいます。 ・障がい者に対する福祉が地域にはまだまだ理解されていない、世間の目は冷たい。 ・自分の病気のことが、なかなか理解してもらえない。 ・認知症に対する、家族・地域の人々の理解不足がある。 ・サロンの参加者に対して「何でサロンに行くんや？」と言う人がいる ・「デイサービスに行くようになったらおしまいや」と思っている人がいる ・女性蔑視、男女共同参画の意識が低い ・介護が退職の理由になりにくい世の中であることが納得いかない(仕事を辞めて、もったいないと言われる) ・障がいを越えて、地域の中で平等に語り合ったり、対等に行事に関わっていない	○障がい者への理解が不十分	○学習会などの啓発の機会をもつ	・教育の中で、障がい者や高齢者について、しっかりと伝える	1-6)福祉活動団体支援 1-7)当事者団体活動支援 2-3)福祉学習・啓発
	○認知症への理解が不十分	○認知症の理解を深める取り組みをする	・地域や家族に対して認知症の理解を深める(認知症サポーター講座) ・ふれあい、交流により理解を深める	1-9)地域福祉活動拠点の活用 2-1)-(2)見守り・支え合い活動 2-1)-(3)つどい・交流・活動の場づくり 2-2)-(2)ボランティア活動者の育成・支援 3-2)-(1)通所介護事業 3-3)-(2)居宅介護事業(障がい者ホームヘルプサービス) 3-3)-(4)就労継続支援B型事業 3-3)-(5)地域生活支援事業
	○家族、本人、地域の人々が、地域の福祉活動(サロン等)について、正しい理解ができていない。	○理解を深める学習会や取り組み	・家族や利用者の福祉サービス利用意識を変える。	1-7)当事者団体活動支援 2-1)-(3)つどい・交流・活動の場づくり 2-1)-(4)人材育成 2-2)-(2)ボランティア活動者の育成・支援 2-3)福祉学習・啓発 2-4)福祉介護人材育成 3-2)-(1)通所介護事業 3-2)-(4)小規模多機能型居宅介護事業 3-5)放課後児童クラブ
	○家族、本人、地域の人々が、介護・福祉サービスについて、正しい理解ができていない。			1-5)広報・情報発信 2-1)-(1)小地域ネットワークづくり 2-1)-(2)見守り・支え合い活動 2-1)-(3)つどい・交流・活動の場づくり 2-3)福祉学習・啓発
	○性別により役割が制限され力が発揮されない			1-5)広報・情報発信 1-8)福祉サービス事業者支援 1-9)地域福祉活動拠点の活用 2-3)福祉学習・啓発 3-2)-(1)通所介護事業 3-2)-(4)小規模多機能型居宅介護事業 3-2)-(5)居宅介護支援事業 3-3)-(1)相談支援事業
	○外国人への理解不十分	○交流の機会をもつ		2-1)-(2)見守り・支え合い活動 2-1)-(4)人材育成 2-2)-(2)ボランティア活動者の育成・支援 2-2)-(3)活動調整(コーディネーター) ・情報提供
	○世代間の価値観の違いが充分わかりあえていない	○交流会		2-3)福祉学習・啓発 3-2)-(1)通所介護事業 3-2)-(2)訪問介護事業
	○ニート・ひきこもりへの理解が不十分	○地域や家族にどのようなものなのかどうしたらよいかわかってもらう		1-6)福祉活動団体支援 1-7)当事者団体活動支援 2-1)-(3)つどい・交流・活動の場づくり 2-3)福祉学習・啓発

テーマ ⑤自治会・団体の活動

要因・背景	問題・課題	取り組むべき課題	目次の項目		
・活動の目的が失われている ・地域の現状がつかめていない	区の将来(存続)が心配 ・若者の行事の参加が少ない ・子ども会の行事は小学生までなのでさびしい (中学生は参加できる行事があまりない) 役員の受け手が無い、過負担になっている ・自治会内に同じような組織があり非効率 ・活動が義務化されていて盛り上がりがない ・活動が固定化し、新しい方法が見つけにくい、マンネリ化している ・一部の役員等の活動で、区民全体への広がりが無い 地域の中での団体の位置づけがはっきりしてなくて、活動しにくい ・団体間の協力やつながりが無く、他団体との調整等が困難 ・ボランティア、活動者の減少と高齢化 ・若い人のボランティアの関心が低い ・自治会未加入者の増加 ・他の自治会との交流ができない ・プライバシーの壁があり、なかなか踏み込めない ・個人情報の保護により、行政より資料や情報を得ることが困難 ・他団体や、事業との交流を行いたい、プライバシーの問題が気にかかる ・活動の場所が無い(ハード)	○自治会活動の必要性が充分理解されていない ○自治会活動の担い手がない(理解不足・人材不足) ○役員の負担が大きい ○活動に新たなアイデアが出ない ○活動の目的が共有されていない ○地域における個人情報の取扱いが充分共通認識されていない	○自治活動の必要性を感じてもらう ○自治活動の人材確保 ○自治会単位以外の機能の開発 ○自治会単位の福祉推進組織の支援 ○団体間の連携 ○活動事例の共有 ○個人情報の取り扱いの共通認識	・行政と共催で地域自治の研修会開催 ・若者がボランティア活動する機会をつくる ・役員の役割の明確化	1-1)ニーズ・社会資源の把握 1-2)情報提供・提言 2-1)-(1)小地域ネットワークづくり 2-1)-(2)見守り・支え合い活動 2-1)-(3)つどい・交流・活動の場づくり 2-3)福祉学習・啓発 2-1)-(4)人材育成 2-2)-(2)ボランティア活動者の育成・支援 2-2)-(3)活動調整(コーディネート) ・情報提供 1-6)福祉活動団体支援 1-9)地域福祉活動拠点の活用 2-2)-(1)ボランティアネットワークづくり 2-3)福祉学習・啓発 2-3)福祉学習・啓発 1-6)福祉活動団体支援 2-1)-(1)小地域ネットワークづくり 2-1)-(2)見守り・支え合い活動 2-3)福祉学習・啓発 2-1)-(1)小地域ネットワークづくり 2-2)-(2)ボランティア活動者の育成・支援 2-2)-(3)活動調整(コーディネート) ・情報提供 2-3)福祉学習・啓発 2-1)-(1)小地域ネットワークづくり 2-2)-(2)ボランティア活動者の育成・支援 2-2)-(3)活動調整(コーディネート) ・情報提供 2-3)福祉学習・啓発 2-3)福祉学習・啓発 2-5)プライバシーの尊重・個人情報の保護と適正な運用

3 用語解説

指定管理者制度・・・P 1

公の施設の管理に民間事業者の能力を活用するため、民間事業者を含む幅広い団体の中から、地方公共団体が指定する「指定管理者」に管理を代行させ、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、住民サービスの向上を図ると共に、経費の削減等を図ることを目的とした制度。

措置制度・・・P 1

福祉行政の分野において、措置という言葉は、様々な意味で用いられているが、大別すると広義で用いられる場合と狭義で用いられる場合とがある。本計画における「措置制度」とは、狭義の意味での福祉の措置、行政庁（措置権者）による社会福祉サービスの決定ならびに給付行為のことをいう。

ソーシャルワーク・・・P 2

社会福祉援助技術の実践で活用される専門的技術の総称。方法の違いから、直接援助技術（ケースワーク、グループワーク）と間接援助技術（コミュニティワーク、社会福祉調査法、社会福祉運営管理、ソーシャルアクション、社会福祉計画法）に大別される。

地域包括支援センター・・・P 5

平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な問題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、問題解決にむけた取り組みを実践する機関。

日常生活圏域・・・P 12

高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら、生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付費等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したもの。

米原市においては山東地域・伊吹地域・米原地域・近江地域で設定されている。

善意銀行・・・P 13

社会福祉協議会において、金品や物品、または文化活動や技術を含む人的労働・サービスの預託（登録）を受け、必要とする施設・団体の事業や要援護者に供与派遣を行うための窓口。

ふれあいいきいきサロン・・・P 15

身近な公民館等で、高齢者や障がい者、親子のふれあいと仲間づくりの場として、住民が主体的に運営する活動。

福祉マップ・・・P 2 0

支援が必要な人を把握し、支え合い活動につなげるために、要援護者や支援者の情報、防犯、防災上の情報を住宅地図上に情報を落とし込んだもので、ネットワークを構築するために活用される。

防火査察・・・P 2 0

主に独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、消防署と関係者が火災予防運動に合わせて訪問し防火点検を行うとともに、火災予防について啓発を行う訪問活動。

地域福祉権利擁護事業・・・P 3 0

認知症や障がい等によって判断能力が十分でないために、サービスの選択や契約などを適切に行うことが困難な人たちを対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類などの預かりを行う事業。専門員の作成した支援計画に基づいて、生活支援員が具体的に援助を行う。

成年後見制度・・・P 3 4

判断能力の不十分な人を支援するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を援助する者を選任する制度で、法定後見と任意後見がある。選任されるのは、個人だけでなく、法人等もなることができる。(法人後見)。

法定後見は、本人の判断能力が不十分になった場合に家庭裁判所の審判により後見人等が決定され開始するものである。本人の判断能力に応じて後見、保佐、補助の3類型がある。

任意後見は、将来の後見人の候補者を本人があらかじめ選任しておくものである。法定後見が裁判所の審判によるものであるのに対し、任意後見は契約である。後見候補者(受任者)と本人が契約当事者である。この契約は、公正証書によって行われる。

絆バトン事業・・・P 4 3

在宅の高齢者、障がい者等に、かかりつけ医療機関、疾病の有無、内服薬等、救急時に必要な医療情報を保管する救急医療情報カプセルを希望対象者に配布する、米原市高齢者等安心確保(絆バトン)事業のことをいう。

地域生活支援事業・・・P 4 7

障がい者の自立した日常生活または社会生活を支援するための事業で、相談事業・コミュニケーション支援事業・日常生活用具給付事業・移動支援事業・地域活動支援センター機能強化事業、その他の事業として訪問入浴サービス事業・生活支援事業・日中一時支援事業・社会参加促進事業などがある。

障がい者相談支援センター・・・P 4 8

障がい者や障がい児の保護者などからの相談に応じ、情報提供、連絡調整を行ったり、障がい者等の意向を勘案したうえでサービス利用計画を作成し、事業者などとの連絡調整を行う機関。

ノーマライゼーション理念・・・P 4 9

障がいの有無にかかわらずお互い区別されることなく、平等・公平に暮らせる社会こそがあたりまえ社会であるとする考え方。

就労継続支援B型事業・・・P 5 1

一般企業等への就職が困難な障がい者に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などを行う事業。

移動支援事業・・・P 5 2

屋外での移動が困難な障がい者に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業。

日中一時支援事業・・・P 5 2

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援および障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業。

発達障害・・・P 5 4

脳の特性からおきる発達の偏り（先天性）のある障がい。親の育て方や環境が原因ではない。具体的には自閉症やアスペルガー症候群、注意欠陥多動性症候群（ADHD）、学習障害（LD）などがある。知的な障がいを伴う場合もある。

生活福祉資金貸付制度・・・P 5 5

低所得世帯などを対象に、資金を貸し付け、併せて社協、民生委員による相談援助を行い、経済的自立や生活意欲の促進、安定的な自立生活を確保することを目的とした制度。資金の種類としては、総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金がある。

一時援護資金貸付事業・・・P 5 5

緊急の生活費または、医療費および介護費によって生活を脅かされるおそれのある低所得者等に対し、緊急一時的な資金の貸付けと必要な相談援助を行うことにより、その経済的自立および生活意欲の助長ならびに社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした事業。

災害ボランティアセンター・・・P 6 0

災害発生時のボランティア活動を効率よくすすめるため、災害時のニーズ把握やボランティアの募集、寄せられたニーズとボランティア活動をつなぐ活動を行う機関。

OJT・・・P65

On-the-Job Training の略で、企業内で行われる企業内教育・教育訓練の手法のひとつ。職場の上司や先輩が、部下や後輩に対し具体的な仕事を通じて仕事に必要な知識・技術・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、習得させることによって、全体的な業務処理能力や力量を育成するための職場内研修制度。

イノベーション・・・P76

物事の「新機軸」「新しい切り口」「新しい捉え方」「新しい活用法」(を創造する行為)のこと。新しい技術の発明だけでなく、新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自発的な人、組織、社会の幅広い変革。それまでのモノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

小地域福祉推進組織・・・P83

それぞれの地域における住民主体の福祉活動を推進する基礎となる組織であり、自治会長をはじめ自治会の役員や民生委員児童委員、地域のリーダー(福祉委員、福祉協力員、福祉推進員)、地域のボランティアその他地域の各種団体などが、地域の福祉課題を話し合い、福祉活動を企画運営する住民主体の組織。その組織は自治会、学区、旧町など課題に応じた規模で組織される。

4 策定経過

策定に向けた会議等

会 議 名	回 数	内 容
担当者会議	2 回	当面の作業、進め方、作業の流れ
	1 9 回	意見・ニーズ・地域課題の整理分類
	1 1 回	取り組むべき課題の方向性の検討
	2 1 回	具体的実施項目の検討
	3 回	用語解説の確認
	5 回	意見照会を踏まえての計画の見直し
在宅セクション会議	2 2 回	サービス事業について
管理職会議	1 3 回	素案最終訂正等
理事会	5 回	協議・議決
理事委員会	1 回	答申を踏まえた計画素案の見直しについて
評議員会	2 回	中間報告・議決

職員全体研修

開 催 日	内 容
平成 2 2 年 9 月 1 4 日 (火)	地域福祉活動推進計画について
平成 2 3 年 3 月 2 3 日 (水)	経過報告
平成 2 3 年 7 月 1 5 日 (金)	社協組織の意義と役割について
平成 2 4 年 1 月 6 日 (金)	計画の概要について

あり方検討委員会

開 催 日	内 容
平成 2 4 年 2 月 6 日 (月)	諮問・審議
平成 2 4 年 2 月 2 0 日 (月)	審議
平成 2 4 年 2 月 2 7 日 (月)	審議
平成 2 4 年 3 月 5 日 (月)	審議
平成 2 4 年 3 月 1 4 日 (水)	答申



米原市社会福祉協議会 地域福祉活動推進計画

平成24年4月発行

発行者 社会福祉法人 米原市社会福祉協議会

〒521-0023 滋賀県米原市三吉570番地

TEL 0749-54-3105

e-mail maibarashi-shakyo@leto.eonet.ne.jp

